

用語解説

[協会ホームページの電子図書館に掲載されている資料の索引を兼ねて]

[用語の定義は、会社法等法令の規定以外は、「本実施要領における定義」として用いる]

この「用語解説」は、会社法、会社法施行規則、会社計算規則、金融商品取引法等に定義規定があるものは法令の規定どおりの内容を記載している。

その他の用語は、できる限り会社法関連で一般的に認められている意味を記載するよう努めているが、必ずしも厳密な用語の定義ではないものもあるので「本実施要領においては」という限定付きで使用するにご留意いただきたい。

[用語解説目次]

用語解説頁

I 会社区分、会社機関、役員関係の用語

I-1	大会社、中小会社、中小規模会社	4
I-2	公開会社、非公開会社	4
I-3	有価証券報告書提出会社、上場会社、非上場会社	4
I-4	会社、会社等	4
I-5	親会社、親会社等、完全親会社、完全親会社等、最終完全親会社、 最終完全親会社等	5
I-6	主要株主、支配株主、支配株主等、特別支配株主、特別支配会社	6
I-7	子会社、子会社等、完全子会社、完全子会社等、特定完全子会社	6
I-8	兄弟会社	7
I-9	関連会社、関係会社、関連当事者、特定関係事業者	7
I-10	株式会社の機関	8
I-11	役員、会社役員、役員等	8
I-12	業務執行取締役、業務執行取締役等、業務執行者、 使用人兼務取締役（使用人兼務役員）、 非業務執行取締役、非業務執行取締役等、非業務執行役員	8
I-13	社外取締役、社外監査役、社外役員	9
I-14	独立役員	12
I-15	特定取締役、特定監査役、特別取締役、特別監査役	12
I-16	執行役、執行役員	13
I-17	社員、使用人・従業員	14
I-18	監査役設置会社	14
I-19	監査役会設置会社	15
I-20	会計監査人設置会社	15
I-21	監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社	15
I-22	監査役協議会、監査役連絡会	15

I-23	会計監査限定監査役	16
I-24	常勤監査役、非常勤監査役、社外監査役、社内監査役、 一時監査役（仮監査役）、補欠監査役、特定監査役、特別監査役、 常任監査役、監査等委員、監査委員	16
I-25	監査役職務補助使用人、監査役スタッフ	20
I-26	公認会計士、監査法人、監査人、会計監査人、独立監査人	20
I-27	選任、選定、解任、解職、互選	21
I-28	再任、不再任	22
I-29	役員の報酬等	22
 II 職務、業務、監査活動に係る用語		
II-30	職務、業務	23
II-31	執行、遂行	23
II-32	「しなければならない」「することができる」「する」「するものとする」	23
II-33	「みなす」「推定する」	23
II-34	「その他」「その他の」	24
II-35	監督、監査、監査役監査、調査	24
II-36	監視、検証、確認	25
II-37	関係、連携	25
II-38	適法（合法）、妥当、相当、合理的、不正、不当	26
II-39	協議、審議、決議	26
II-40	招集手続の省略、決議の省略（書面決議）、報告の省略（書面報告）	27
II-41	監査役の独任制	28
II-42	担当、分担、管掌	29
II-43	忠実義務、善管注意義務	29
II-44	経営判断原則	29
II-45	競業取引、利益相反取引、自己取引、関連当事者取引、通例的でない取引	30
II-46	取締役職務（業務）執行確認書	31
II-47	会社の支配に関する基本方針、買収防衛策	31
II-48	第三者割当、大規模第三者割当、特定引受人	31
 III 監査報告関係の用語		
III-49	監査役監査報告（書）、監査役会監査報告（書）、会計監査報告（書）	32
III-50	監査調書、監査調書等	33
III-51	通知期限日、通知を受けた日	33
 IV 企業統治、内部統制システム関係の用語		
IV-52	内部統制システム、会社法の内部統制体制	34
IV-53	内部統制システムに係る体制整備の決定（内部統制システム体制整備に係る 方針の決定）、内部統制決議	36

IV-54	内部統制部門、内部監査部門（等）	36
IV-55	整備、構築・運用	36
IV-56	不備、著しい不備、重大な欠陥、開示すべき重要な不備	36
IV-57	財務報告内部統制、内部統制報告制度	38
IV-58	内部統制報告書、内部統制監査報告書	38
IV-59	内部通報制度（内部通報システム）	39
IV-60	コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）	39
IV-61	コーポレート・ガバナンス報告書	40
V 会計、計算関係の用語		
V-62	計算書類、連結計算書類、臨時計算書類、計算関係書類、計算書類等、 財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、 四半期財務諸表、四半期連結財務諸表	40
V-63	確認書、経営者確認書	42
V-64	会計基準、企業会計原則、企業会計審議会、企業会計基準委員会	42
V-65	国際会計基準、国際財務報告基準、IFRS、指定国際会計基準、修正国際基準、 米国基準	43
V-66	会計方針、遡及適用、表示方法	43
V-67	実証手続、実査、棚卸立会、証憑突合、確認、試査、分析的手続	44
V-68	期中レビュー	44
V-69	追記情報、偶発事象、後発事象	44
V-70	監査基準、監査に関する品質管理基準	45
V-71	監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters (KAM)）	46
V-72	その他の記載内容	46
VI 株主総会関係の用語		
VI-73	基準日	46
VI-74	株主への提供、株主総会への提出	46
VI-75	株主総会資料の電子提供制度	47
VI-76	インターネット（WEB）開示	48
VI-77	承認特則	49
VI-78	株主総会の目的とする、目的である事項（目的事項）、議題、議案、 決議（承認）事項、報告事項	49
VI-79	多重代表訴訟、特定責任	49
VI-80	適格旧株主	50
VII その他		
VII-81	電子署名	50

I 会社区分、会社機関、役員関係の用語

I-1 大会社、中小会社、中小規模会社

① **大会社**とは、最終事業年度の貸借対照表において資本金 5 億円以上又は負債の部の金額が 200 億円以上の会社をいう（会社法 2 六）。

大会社ではない会社を本実施要領において**中小会社**という。会社法において大会社か否かの区分のほかには、中会社と小会社間の区分はない。

期中に資本金や負債額の増減があった場合、直ちに大会社か否かの区分に変動があるのではない。最終事業年度の貸借対照表とは、定時株主総会で承認を受けた、あるいは定時株主総会に報告された貸借対照表をいうため、大会社か否かは、定時株主総会終結時点で判定される（この判定により必要となる機関設計の変更のための定款変更及び該当の機関（用語解説 I-10）の選任は当該事業年度に係る定時株主総会における決議による）。

資本金 5 億円未満であっても事業年度末の貸借対照表の負債が 200 億円以上となった場合は大会社となり、他の要件いかににかかわらず、非公開会社（用語解説 I-2）、完全子会社（用語解説 I-7）であっても、会計監査人を置かなければならない（会社法 328）、また、会社法の内部統制の決議（用語解説 IV-53）を行わなければならない（会社法 362⑤、348④）ことに注意が必要である。

→ **実施要領第 1 章〔1〕「会社の機関及びその適正な設計」**

同第 9 章第 5 項 7 「「大会社」に該当するか否かの確認」

② **中小規模会社**とは、会社法上の大会社ではない会社に加えて、会社法上の大会社をも含めて、大規模会社のような組織的な監査体制がとられておらず、監査役の監査遂行に種々の制約がある会社をいう。

→ 「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」（月刊監査役 No. 677 2018 年 1 月臨時増刊号）「本手引書の構成・内容」 2 「本手引書が目指すもの」

I-2 公開会社、非公開会社

公開会社とは、譲渡制限のない株式が一部でもある会社をいう（会社法 2 五）。

金融商品取引所（証券取引所）に株式を上場している**上場会社**とは異なる定義である。

株式を上場していなくても譲渡制限のない株式が一部でもある会社は、「公開会社」である。

全ての株式に譲渡制限がある会社を本実施要領において**非公開会社**という。

I-3 有価証券報告書提出会社、上場会社、非上場会社

① **有価証券報告書提出会社**とは、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社をいう。金融商品取引所に株式を上場していない会社でも、**株主数が 1,000 人以上の会社**や保険業法に基づく相互会社等で**有価証券報告書を提出しなければならない会社**もあるので、上場会社よりも対象となる会社の範囲は広い。

② **上場会社**とは、金融商品取引所に株式を上場している会社をいう。「公開会社」とは異なる定義である。

③ **非上場会社**とは、金融商品取引所に株式を上場していない会社をいう。

I-4 会社、会社等

① 会社法において、**会社**とは、日本の会社法に準拠して設立された株式会社、合名会社、

合資会社又は合同会社をいう（会社法 2 一）。

監査役監査基準、実施要領において、**会社**とは株式会社をいい、すなわち、自社をいう。

② **会社等**とは、会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体をいう（施行規則 2③二）。

I-5 **親会社、親会社等、完全親会社、完全親会社等、最終完全親会社、最終完全親会社等**

① **親会社**とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令（施行規則 3②～④、4）で定めるものをいう（会社法 2 四）。

すなわち、親会社とは、おおむね、他社の議決権の 50%超を保有するか（施行規則 3③一）、又は他社の議決権の 40%以上を保有し支配力基準（自社と密接な関係にある者が所有する議決権等の合計が 50%超である、他社の取締役会等の構成員の 50%超が自社の役員等である、他社の資金調達額総額の 50%超が自社からの融資である等）のいずれかを満たす（施行規則 3③二）会社等をいう（詳細は、施行規則 3③を参照のこと）。

親子会社の関係は、間接保有の場合も含まれる（施行規則 3③一かつこ書）ため、孫会社にとって親会社の親会社も親会社である。

親会社には海外親会社も含まれる（会社法 2 四、施行規則 3②、2③二）。自然人は「親会社」に該当せず、次の②の「親会社等」に該当する。

② **親会社等**とは、イ．親会社、ロ．株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令（施行規則 3 の 2②③）で定めるもの（議決権の 50%超所有又は 40%超所有で支配力基準に該当）、のいずれかに該当する者をいう（会社法 2 四の二）。**上記ロの規定により自然人も含まれる。**社外役員の要件、親子間取引の注記に関する事業報告記載や支配株主の異動を伴う募集株式割当の特則に関する要件等における定義である。

③ **完全親会社**とは、特定の株式会社の発行済株式の全部を所有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社（会社とその完全子会社（用語解説 I-7）、又は会社の完全子会社が、特定の会社の発行済株式の全部を所有する株式会社（施行規則 218 の 3））をいう（会社法 847 の 2①ただし書のかっこ書）。

役員等の責任追及等に係る規定における完全親会社は、**日本の会社法に準拠して設立された株式会社に限られる（会社法 847 の 3①）。**

完全親会社は、中間子法人がある場合、完全親会社とは当該中間子法人が株式会社の場合に限られる。

④ **完全親会社等**とは、完全親会社又は、会社及びその完全子会社等（用語解説 I-7）が、ある株式会社の発行済株式の全部を所有する場合の株式会社をいう（会社法 847 の 3②）。

役員等の責任追及等に係る規定における完全親会社等は、**日本の会社法に準拠して設立された株式会社に限られる。**

完全親会社等は、中間子法人が株式会社以外の法人である場合も含まれる。

⑤ **最終完全親会社等**とは、株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいう（会社法 847 の 3①）。

役員等の責任追及等に係る規定において最終完全親会社等は、**日本の会社法に準拠して設立された株式会社に限られるので、海外完全親会社は、最終完全親会社等に該当せず、その株主は多重代表訴訟を提起することはできない。**

なお、役員等の責任追及等においては、「最終完全親会社等」の規定で足りるため、会社法に**最終完全親会社**の規定はないが、「最終完全親会社」とは、株式会社の完全親会社であって、その完全親会社がないものということになる。

I-6 主要株主、支配株主、支配株主等、特別支配株主、特別支配会社

① **主要株主**とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の 10%以上の議決権を保有している株主をいう（計算規則 112④六、金融商品取引法 163①）。

② **支配株主**とは、親会社又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主をいう（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第一部第 3 「記載上の注意 23-6b」、東京証券取引所 有価証券上場規程 2 四十二の二、同施行規則 3 の 2）。

少数株主にとっての不利益取引防止の企業行動規範や大規模第三者割当の一類型などに係る用語である。

③ 本実施要領において、**支配株主等**とは、東京証券取引所 有価証券上場規程第 441 条の 2 の規定の「支配株主その他施行規則で定める者」をいい、支配株主、上場会社と同一の親会社を持つ会社等（兄弟会社（用語解説 I-8））、上場会社の親会社の役員及びその近親者（2 親等内の親族をいう（東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則 3 の 2））、上場会社の支配株主の近親者、上場会社の支配株主及び支配株主の近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社をいう（東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則 436 の 3）。

→ **実施要領第 8 章第 9 項「第三者割当及び支配株主の異動を伴う割当等の監査」**

→ **実施要領第 8 章第 10 項「上場会社又はその子会社が行う支配株主との重要な取引等に係る監査」**

④ **特別支配株主**とは、ある株式会社の総株主の議決権の 90%（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合は、その割合）以上を当該会社以外の者及び当該者が 100%を所有する株式会社その他の法務省令（施行規則 33 の 4）で定める法人（「**特別支配株主完全子法人**」という）が有している場合における当該者をいう（会社法 179①）。

株式等売渡請求（いわゆるキャッシュアウト＝支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく金銭を対価として取得すること）に係る規定についての用語である。

⑤ **特別支配会社**とは、ある株式会社の総株主の議決権の 90%（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合は、その割合）以上を所有する他の会社、及び当該他の会社と他の会社が 100%を所有する株式会社及び法人（「**特定完全子法人**」という）が、又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人（施行規則 136）が有している場合における当該他の会社をいう（会社法 468①かっこ書）。

事業譲渡の承認等に係る規定についての用語であり、日本の会社法に準拠して設立された会社に限られる。

I-7 子会社、子会社等、完全子会社、完全子会社等、特定完全子会社

① **子会社**とは、会社が総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令（施行規則 3①③、4）で定めるものをいう（会社法 2 三）。間接保有の場合も子会社に含まれる（施行規則 3③一かっこ書）ため孫会社も子会社である。

子会社には**海外子会社も含まれる**（会社法 2 三、施行規則 3①、2③二）。

子会社としては、50%超の株式保有の場合のみでなく、40%以上所有でも支配力基準により子会社とされる場合がある（施行規則 3③）。I-5①の親会社の解説を参照。

自然人が経営を支配している法人は「子会社」の定義に該当せず、②の「子会社等」に該当する。

② **子会社等**とは、イ．子会社、ロ．会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令（施行規則 3 の 2①③）で定めるもの、のいずれかに該当する者をいう（会社法 2 三の二）。

自然人が経営を支配している法人も含まれる。

社外役員の要件や支配株主の異動を伴う募集株式割当の特則適用の要件等における定義である。

③ **完全子会社**とは、ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう（施行規則 218 の 3）。完全子会社の 100%保有子会社も完全子会社とみなされる（施行規則 218 の 3②）。

施行規則において役員等の責任追及等について規定されている**完全子会社は、日本の会社法に準拠して設立された株式会社に限られる**ので、海外子会社の役員は多重代表訴訟の対象とならない。

④ **完全子会社等**とは、株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう（会社法 847 の 3②二）。完全子会社等の 100%保有法人も完全子会社等とみなされる（会社法 847 の 3③）。

⑤ **特定完全子会社**とは、完全子会社でその株式の帳簿価額が会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の 5 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）を超える完全子会社をいう（施行規則 118 四）。

I-8 兄弟会社

兄弟会社とは、会社法第 2 条第 15 号ニ及び同第 16 号ニに規定されている「株式会社の親会社等（用語解説 I-5）の子会社等（用語解説 I-7）（当該株式会社及びその子会社を除く）」をいう（法務省坂本三郎参事官編著『一問一答 平成 26 年改正会社法〔第 2 版〕』Q69）。

兄弟会社の業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人（用語解説 I-12））は、会社の取締役、監査役を兼任できるが、社外資格はないので「社外取締役」又は「社外監査役」を兼任することはできない。

兄弟会社の業務執行取締役等は兄弟会社を退職すれば、会社法第 2 条第 15 号の社外取締役の要件又は第 16 号の社外監査役の要件（用語解説 I-13）を満たしている者は、会社の「社外取締役」又は「社外監査役」に就任することができる。

兄弟会社の業務執行取締役ではない取締役、会計参与、監査役で、会社法第 2 条第 15 号の社外取締役の要件又は第 16 号の社外監査役の要件（用語解説 I-13）を満たしている者は、会社の「社外取締役」又は「社外監査役」を兼任することができる。

I-9 関連会社、関係会社、関連当事者、特定関係事業者

① **関連会社**とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（議決権の 20%以上所有の場合、又は議決権の 15%以上所有で役員派遣等の財務及び事業の方針の影響に重要な決定を与えることができる場合（計算規則 2④））における当該他の会社等（子会社を除く）をいう（計算規則 2③二十一）。

② **関係会社**とは、当該会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう（計算規則2③二十五）。

③ **関連当事者**とは、計算規則第112条第4項に規定されているものをいう。

→ これらの関係図について、**実施要領巻末参考資料18 「親会社、子会社、関連会社、関係会社、関連当事者の関係図」**

④ **特定関係事業者**とは、イ．親会社等並びに親会社等の子会社等及び関連会社（親会社等がない場合は自社の子会社及び関連会社）、ロ．会社の主要な取引先、をいう（施行規則2③十九）。

I-10 株式会社の機関

株式会社の機関とは、「株式会社の意思を決定し、株式会社の行為を執行する自然人又はその組織体」であり、「**株主総会**（会社法295）及び**取締役、取締役会、代表取締役、監査役、監査役会、会計監査人、会計参与、監査等委員会設置会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社の指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役、代表執行役**（会社法326、349、400、420）」をいう。

「経営会議」「常務会」等は会社法上の機関ではなく、任意の会議体であって、会社法第362条から第365条の取締役会決議事項、報告事項等の権限について取締役会の代替はできない。

経営会議等が取締役会議案の事前審議を行うほかに、経営会議規程等に基づく決定を行っている場合でも、この決定は取締役会の決定ではなく会社法上、代表取締役及び業務執行取締役が行う業務執行に係る決定と解されるので、取締役会が決議すべき重要事項は必ず取締役会において決議しなければならない。

実態上採用されることがある「執行役員（用語解説I-16）」は、会社法上の役員ではなく重要な使用人（会社法362④三）に該当し、会社法における株式会社の機関ではない。

監査役会が置かれていない会社における「監査役協議会（用語解説I-22）」等も、会社法上の機関ではなく、複数監査役が協議、連携、分担等を行うための任意の会議である。

→ **実施要領第1章〔1〕「会社の機関及びその適正な設計」**

I-11 役員、会社役員、役員等

① 株式会社における「**役員**」とは、**取締役、会計参与及び監査役**をいう（会社法329①かつこ書）。

本実施要領において「役員」とは、上記の会社法の定義どおりの意味で使用する。

なお、施行規則において「役員」とは、取締役、会計参与、監査役に加えて、指名委員会等設置会社の**執行役**のほか、一般の法人の理事、監事その他これらに準ずる者をいう（施行規則2③三）。

② また、施行規則において「**会社役員**」とは、**自社の取締役、会計参与、監査役及び指名委員会等設置会社の執行役**をいう（施行規則2③四）。

③ 損害賠償責任に係る事項において「**役員等**」として、取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう場合がある（会社法423①かつこ書）が、一般用語として「役員等」は使用されない。

各々の規定により使い分けられているので注意が必要である。

I-12 業務執行取締役、業務執行取締役等、業務執行者、使用人兼務取締役（使用人兼

務役員)、非業務執行取締役、非業務執行取締役等、非業務執行役員

① **業務執行取締役**とは、会社法第 363 条第 1 項第 1 号の代表取締役、第 2 号の取締役会の決議によって会社の業務を執行する取締役として選定された取締役及び**会社の業務を執行したその他の取締役**をいう（会社法 2 十五イかつこ書）。

② **業務執行取締役等**とは、代表取締役を含む業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう（会社法 2 十五イ）。

③ **業務執行者**とは、代表取締役、業務執行取締役（会社法 363①）、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員（法人の構成員をいう（用語解説 I-17））及び使用人をいう（施行規則 2③六）。株式会社においては「業務執行取締役等」と同義となる。

④ **使用人兼務取締役（使用人兼務役員）**とは、会社法にはない税法上の役員給与に係る定義であって、法人税法及び同施行令による定義では、使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長、その他の法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいうが、次のような役員、すなわち、（イ）代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人、（ロ）副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員、（ハ）合名会社、合資会社、合同会社の業務執行社員、（ニ）指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役、会計参与、監査役、監事、（ホ）同族会社の役員のうち一定の要件を満たしている者、（ヘ）非常勤役員は使用人兼務役員とならない（法人税法 34⑥、同施行令 71）とされ、使用人兼務役員の給与のうち、使用人としての職務の対価の部分は、役員報酬とは区分して取り扱う旨が規定されている。

使用人兼務取締役についての会社法の業務執行に関しては、兼任している使用人の立場での職務執行において会社の業務を執行し、また、上位者である他の取締役の指揮下となることもあるので、上記①の「会社の業務を執行したその他の取締役」に該当する。

⑤ 本実施要領において業務執行取締役ではない取締役を**非業務執行取締役**という。

⑥ **非業務執行取締役等**とは、業務執行取締役等ではない取締役、会計参与、監査役又は会計監査人をいう（会社法 427①）。責任限定契約締結の対象となる者についての定義である。

⑦ **非業務執行役員**とは、自社の業務を執行しない役員を一般的に総称していう。すなわち、「社外取締役その他業務執行取締役ではない取締役」「会計参与」「監査役」「監査等委員である取締役」「指名委員会等設置会社において執行役を兼任しない取締役」が該当する。

I-13 社外取締役、社外監査役、社外役員

① **社外取締役**とは、株式会社の取締役であって、次のイからホの要件のいずれにも該当するものをいう（会社法 2 十五）。

イ 当該会社又はその子会社の業務執行取締役等でなく、かつ、その就任前 10 年間（ロその就任前 10 年内のいずれかの時において当該会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く）にあっては当該取締役、会計参与又は監査役への就任前 10 年間）当該会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと

イ、ロは、自社又はその子会社関係者についての自社の社外取締役選任要件であり、子会社には海外子会社も含まれる（会社法 2 三、施行規則 3①、2③二）。

・ 自社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人は、社外

取締役を兼任することはできない。また、就任前 10 年間のうちに自社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人であった者は、社外取締役に選任できない。

- ・ 自社又はその子会社の業務執行取締役でない取締役、会計参与、監査役は、当該取締役、会計参与、監査役への就任前 10 年間のうちに自社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人であった場合は、社外取締役に選任できない。

ハ 親会社等（自然人に限る）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと

ハは、親会社等（用語解説 I-5）の関係者についての自社の社外取締役選任要件である。

- ・ 直接・間接保有で議決権の 50%超所有等により自社の経営を支配している自然人は社外取締役に選任できない。
- ・ 親会社等の取締役、執行役、支配人その他の使用人は、社外取締役を兼任することはできないが、社外取締役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態であれば就任できる。
- ・ 親会社の監査役（社外監査役を含む）、会計参与は、子会社の取締役を兼ねることができない（会社法 335②、333③）ので、社外取締役ばかりでなく取締役、監査等委員会委員である取締役・社外取締役、監査委員会委員である取締役・社外取締役にについても兼任することはできないが、自社の取締役・社外取締役就任時に親会社監査役、会計参与を退任し兼任の状態であれば就任できる。

ニ 親会社等の子会社等（当該会社及びその子会社を除く。当該会社及びその子会社については上記イ、ロの規制による）の業務執行取締役等でないこと

ニは、兄弟会社（用語解説 I-8）の関係者についての自社の社外取締役選任要件である。

- ・ 兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人は、社外取締役を兼任することはできないが、イ、ロの社外取締役の要件を満たしている場合で、社外取締役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態であれば就任できる。
- ・ 兄弟会社の業務執行取締役ではない取締役、会計参与、監査役は、イ、ロの社外取締役の要件を満たしている場合は、社外取締役を兼任できる。

ホ 当該会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は 2 親等内の親族でないこと

ホは、自社の重要な業務執行者又は経営支配者の配偶者・親族についての自社の社外取締役選任要件である。

- ・ 当該会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人又は直接・間接保有で議決権の 50%超所有等により自社の経営を支配している自然人の配偶者、2 親等内の親族は社外取締役に選任できないが、これら重要な業務執行者が会社を退任していれば、配偶者・親族を社外取締役に選任できる。

社外取締役は、**株主総会参考書類に社外取締役候補者である旨、社外取締役候補者とした理由等を記載して、株主総会において社外取締役として選任されることが必要である**

(施行規則 2③七、74④)。公開会社では、事業報告に社外取締役の活動状況等の記載が必要とされる(施行規則 124)。

② **社外監査役**(用語解説 I-24 に再掲)とは、株式会社の監査役であって、次のイからホの要件のいずれにも該当するものをいう(会社法 2 十六)。

イ その就任前 10 年間(ロ その就任前 10 年内のいずれかの時において当該会社又はその子会社の監査役であったことがある者)にあっては当該監査役への就任前 10 年間) 当該会社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人となったことがないこと

イ、ロは、自社又はその子会社関係者についての自社の社外監査役選任要件であり、子会社には海外子会社も含まれる(会社法 2 三、施行規則 3①、2③二)。

- ・ 自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人は、監査役(社外監査役を含む)を兼任することはできない(会社法 335②、333③)。
- ・ 就任前 10 年間のうちに自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人であった者は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。
- ・ 自社又はその子会社の監査役は、当該監査役への就任前 10 年間のうちに自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人であった場合は、社外監査役に選任できない。
- ・ 社外監査役の要件を満たすためには株主総会当日に選任され就任するまで 10 年以内に当該会社及びその子会社の業務執行に従事していないことが必要とされる。したがって、選任前に社外監査役候補者と会社又は子会社が雇用契約を締結することはもとより顧問契約等を締結することも、業務執行に従事していないことの立証が困難であり社外監査役としての適格性を損なうものと解される。

ハ 親会社等(自然人に限る)又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくはは支配人その他の使用人でないこと

ハは、親会社等(用語解説 I-5)の関係者についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 直接・間接保有で議決権の 50%超所有等により自社の経営を支配している自然人は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。
- ・ 親会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人その他の使用人は、監査役を兼任できるが、社外監査役を兼任することはできない。したがって、親会社の社外取締役、社外監査役であっても、自社の社外監査役を兼任することはできない。ただし、社外監査役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態であれば社外監査役に就任できる。

ニ 親会社等の子会社等(当該会社及びその子会社を除く。当該会社及びその子会社については上記イ、ロの規制による)の業務執行取締役等でないこと

ニは、兄弟会社(用語解説 I-8)の関係者についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人は、監査役を兼任できるが社外監査役を兼任することはできない。ただし、イ、ロの社外監査役の要件を満たしている場合で、社外監査役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態

なければ社外監査役に就任できる。

- ・ 兄弟会社の業務執行取締役ではない取締役、会計参与、監査役は、イ、ロの社外監査役の要件を満たしている場合は、社外監査役を兼任することができる。

ホ 当該会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は2親等内の親族でないこと

ホは、自社の重要な業務執行者又は経営支配者の配偶者・親族についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 当該会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人又は直接・間接保有で議決権の50%超所有等により自社の経営を支配している自然人の配偶者、2親等内の親族は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。ただし、これら重要な業務執行者が会社を退任していれば、配偶者・親族を社外監査役に選任できる。

社外監査役は、株主総会参考書類に社外監査役候補者である旨、社外監査役候補者とした理由等を記載して、株主総会において社外監査役として選任されることが必要である（施行規則2③八、76④）。公開会社では、事業報告に社外監査役の活動状況等の記載が必要とされる（施行規則124）。

③ 社外役員とは、次の要件に該当する社外取締役又は社外監査役をいう。

①の社外取締役であって、公開会社・大会社である監査役会設置会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負う会社（上場会社等）の社外取締役、監査等委員会設置会社の監査等委員である社外取締役、特別取締役による決議の制度（会社法373）を利用する要件として求められる社外取締役、監査等委員会設置会社において取締役の過半数を占めることとなる場合の社外取締役、指名委員会等設置会社の各委員会の委員である社外取締役、計算関係書類・事業報告・株主総会参考書類その他の法令の規定に基づき作成する資料に表示する社外取締役のいずれかに該当する社外取締役、又は、②の社外監査役であって、監査役会設置会社の社外監査役、計算関係書類・事業報告・株主総会参考書類その他の法令の規定に基づき作成する資料に表示する社外監査役のいずれかに該当する社外監査役をいう（施行規則2③五）。

I-14 独立役員

独立役員とは、金融商品取引所の上場規程により、上場会社に1名以上指定することが求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役」をいう（東京証券取引所 有価証券上場規程436の2）。

- 独立役員の要件及び指定方法について、実施要領第1章〔2〕第4項Ⅲ
- 監査役監査基準第5条第4項
- 新任ガイド・ミニ知識13「独立役員と社外監査役、社外取締役」

I-15 特定取締役、特定監査役、特別取締役、特別監査役

① 特定取締役とは、取締役又は執行役のうち

- a 事業報告及びその附属明細書に係る監査役又は監査役会監査報告の通知を受ける者、並びに監査報告の内容の通知を受ける日について特定監査役（次の②、用語解説I-24⑤）と合意する者として定められた者
- b 計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告及び監査役又は監査役会監査報告の

通知を受ける者、並びに各監査報告の内容の通知を受ける日について会計監査人及び特定監査役と合意する者として定められた者をいう（施行規則 132④、計算規則 124④、130④）。

実務上の役割であり、取締役会決議等により選定されるが、**特に定められていない場合は事業報告及びその附属明細書又は計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役又は執行役をいう**（施行規則 132④二、計算規則 124④二、130④二）。

② **特定監査役**（用語解説 I－24 に再掲）とは、

- a 事業報告及びその附属明細書に係る監査報告の内容を、特定取締役に対し通知すること、並びに監査報告の内容を通知すべき日について特定取締役と合意する者として定められた監査役（施行規則 132⑤）
- b 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査役に通知すること、並びに会計監査報告の内容の通知を受けるべき日について特定取締役及び会計監査人との間で合意する者として定められた監査役（計算規則 130⑤）
- c 計算関係書類に係る監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること、並びに監査報告の内容を通知すべき日について特定取締役と合意する者として定められた監査役（計算規則 124⑤、132①）

をいう。

特定監査役を選定するか否かは任意であるが、**選定していないときは、全ての監査役が特定監査役となる**（施行規則 132⑤、計算規則 124⑤、130⑤）。

- **特定監査役の選定について、実施要領第 1 章〔2〕第 4 項 I「特定監査役の選定」、第 9 章第 4 項 2（5）(iii)「特定監査役及び特定取締役」、巻末参考資料 2「選定書及び互選書並びに協議書の例」**
- **監査役監査基準第 11 条（特定監査役の選定）、第 29 条第 2 項、第 34 条**
- **監査役会規則（ひな型）第 9 条「特定監査役」**
- **監査業務支援ツール A「特定監査役選定通知書」**

③ **特別取締役**とは、取締役会が会社法第 373 条に基づき**特別取締役による決議を行うことができる旨を定めた場合、その議決を行う取締役会（特別取締役会）**に出席する取締役としてあらかじめ選定された 3 人以上の取締役をいう（会社法 373①）。

④ **特別監査役**（用語解説 I－24 に再掲）とは、取締役会が会社法第 373 条に定める**特別取締役会**を設けた場合、その**特別取締役会**に出席する監査役として互選（用語解説 1－27）により選定された監査役をいう（会社法 383①ただし書）。

特別監査役の互選・選定は任意であるが、**選定していないときは、全ての監査役が特別取締役会に出席しなければならない。**

- **特別監査役の互選について、実施要領第 1 章〔2〕第 4 項Ⅱ、第 1 章〔3〕第 5 項「特別取締役による決議」、巻末参考資料 2「選定書及び互選書並びに協議書の例」**
- **監査役監査基準第 42 条「特別取締役による取締役会への出席・意見陳述」**
- **監査役会規則（ひな型）第 8 条第 3 号「特別取締役による取締役会に出席する監査役の決定」**

I－16 執行役、執行役員

① **執行役**とは、指名委員会等設置会社に置かなければならない会社の機関である（会社法 402①）。執行役は、取締役会の決議により選任され（会社法 402②）、会社と委任関係にあり（会社法 402③）、会社の業務を執行する（会社法 418）。

指名委員会等設置会社の取締役は、会社の業務を執行することができない（会社法 415）が、執行役は、取締役を兼ねることができる（会社法 402⑥）。

② **執行役員**は、会社法に規定がない任意の制度であり、会社法の機関ではなく会社法上は「重要な使用人（会社法 362④三）」に該当し、雇用契約とする場合と委任関係とする場合とがある。

→ **新任ガイド・ミニ知識 39「執行役と執行役員」**

I-17 社員、使用人・従業員

社員とは、法人の構成員をいう。

したがって、「親会社社員」とは、親会社が株式会社であるときは、親会社の株主をいい、親会社が持分会社（会社法 575①）や中間法人等の社団法人である場合は、その構成員をいう（会社法 31③かつこ書）。

「親会社社員」は、親会社の従業員を意味しない。

一般的に会社の**従業員**を社員と称する場合があるが、会社法上は**使用人**という。

独禁法において、**従業員**とは、継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう（独占禁止法 13①）。

→ **実施要領第3章第1項II-5(2)「議事録の閲覧」**

実施要領第8章第2項I-8(6)(iv)「親会社社員による閲覧請求」

I-18 監査役設置会社

監査役設置会社とは、監査役を置く会社（会社法で義務付けられていない会社であって、定款の定めによって監査役を置くこととした会社を含む（会社法 326②））又は会社法により監査役を置かなければならない会社をいう（会社法 2 九）。

会社法により**監査役設置会社**となる会社は、下記のとおりである。

a 会計監査人設置会社

会計監査人設置会社は監査役を置かなければならない（会社法 327③）。

会計監査人設置会社の監査役は監査権限を会計監査に限定することは認められていない（会社法 389①）。

b 大会社

大会社は会計監査人を置かなければならない（会社法 328）。

したがって、大会社は全て上記の a に該当する。

c 公開会社

公開会社は必ず取締役会を置かなければならない（会社法 327①一）。

公開会社の監査役は監査権限を会計監査に限定することは認められていない（会社法 389①）。

したがって、次の d の本則に該当する。

d 取締役会設置会社（非公開会社の会計参与設置会社及び会計監査に限定する定款の規定を置いていない場合）

取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計

参与設置会社の場合は、監査役を置かなくてもよい（会社法 327②）。

また、取締役会設置会社でも、非公開会社で監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合（会社法 389①）は、その会計監査限定監査役も会社法上の「監査役」であるが、会計監査限定の定款の定めを有する会社は、会社法の各規定においてこの定款の定めがある会社を含める旨のかつこ書がない限りは「監査役設置会社」に関する規定は適用されない（会社法 2 九かつこ書）。

上記の a、b、c、d に該当していても、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である会社は、監査役を置くことはできず、監査役設置会社ではない。

次の I-19 の監査役会設置会社も監査役設置会社である。

→ 実施要領第 1 章〔1〕「会社の機関及びその適正な設計」

I-19 監査役会設置会社

監査役会設置会社とは、監査役会を置く会社（会社法で義務付けられていない会社であって、定款の定めによって監査役会を置くこととした会社を含む。会社法 326②）又は会社法により監査役会を置かなければならない会社（公開会社の大会社。会社法 328①）をいう（会社法 2 十）。

→ 実施要領第 1 章〔1〕「会社の機関及びその適正な設計」

→ 監査役監査基準第 6 条～第 8 条

→ 監査役会の権限について、実施要領序章 1

→ 監査役会規則（ひな型）の添付参考資料（1）

→ 監査役会の運営について、実施要領第 3 章「監査役会の運営、監査役会設置会社でない場合の監査役間の協議」

→ 新任ガイド Q23「監査役会の運営」

I-20 会計監査人設置会社

会計監査人設置会社とは、会計監査人（用語解説 I-26）を置く会社（会社法で義務付けられていない会社であって、定款の定めによって会計監査人を置くこととした会社を含む（会社法 326②））又は会社法により会計監査人を置かなければならない会社（大会社。会社法 328）をいう（会社法 2 十一）。

定款に定めがなく、任意に公認会計士又は監査法人与会計監査契約を締結して会計監査を依頼している会社は会社法における会計監査人設置会社ではない。

→ 実施要領第 1 章〔1〕「会社の機関及びその適正な設計」

I-21 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社

① 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く会社をいう（会社法 2 十一の二）。

② 指名委員会等設置会社とは、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く会社をいう（会社法 2 十二）。

I-22 監査役協議会、監査役連絡会

監査役協議会又は監査役連絡会とは、監査役会設置会社でない監査役設置会社で監査役が複数就任している場合に、各監査役の情報交換、連携、意思疎通等のために任意に設けられるものをいう。

なお、監査役連絡会は、監査役会設置会社において、公式の監査役会を開催するということではない会議や打ち合わせ等の、例えば複数の常勤の監査役間の任意の連携の場など

を称することもある。

監査役協議会における監査役間の緊密な協議、連携、分担は、監査の効率化や充実とともに、取締役及び使用人に対して助言・勧告等を行う場合にも、監査役が単独で行うよりも効果が強まることにもなり、監査役協議会等を適切に運営することにより監査役会設置会社に劣らない監査役監査機能を発揮することも可能となる。

ただし、監査役協議会は、会社法に根拠がない任意の会議であり会社法上の権限を有していないため、各監査役からの報告聴取権や監査役の選任の同意、会計監査人の選任・解任・不再任議案の内容の決定について会社法上の会議体としての権限をもっているわけではなく、これらの事項は各監査役の権限であるが、協議会の場で「監査役の協議による決定」としてもよい。

また、監査役会非設置会社で作成する監査報告は、会社法上は「監査役の監査報告」のみであり、監査役協議会等の場で審議し一通にまとめて作成したとしても、その監査報告は、各監査役の監査報告を一通にまとめて株主総会に提出するものであるから、監査役会監査報告と誤認しやすい名称を付してはならない。

→ 実施要領第3章第5項Ⅱ「複数監査役間の協議、連携の手順（監査役協議会等）」

I-23 会計監査限定監査役

会計監査限定監査役とは、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合の監査役をいう（非公開会社で、監査役会及び会計監査人設置会社でない会社で定款に定めることによって会計監査に限定できる（会社法 389①）。なお、**商法特例法の小会社であった会社**で定款の変更を行っておらず、整備法第53条に基づき定款に会計監査限定の定めがあるものとみなされている会社を含む）。

会計監査限定の監査役を置く会社は、会社法の各条文において、この定款の定めがある会社を含める旨のかっこ書がない限りは、会社法上の「監査役設置会社」には含まれず（会社法29）、監査役設置会社に係る規定の適用がない。

→ 会計監査限定監査役の職務権限について、実施要領序章

→ 会計監査限定の定款規定の廃止手続について、実施要領第1章〔1〕Ⅲ

→ 会計監査限定監査役の監査報告について、監査報告（ひな型）I-4、Ⅱ-4

I-24 常勤監査役、非常勤監査役、社外監査役、社内監査役、一時監査役（仮監査役）、補欠監査役、特定監査役、特別監査役、常任監査役、監査等委員、監査委員

① **常勤監査役**とは、監査役会設置会社の常勤の監査役及びその他の監査役でも常勤の場合に、一般に常勤監査役という。なお、会社法には、監査役会は常勤の監査役を選定しなければならない（会社法 390②二、③）との規定があるのみで、「常勤」についての定義の規定はないが、原則は、会社の営業時間中、常に監査役の職務を遂行できる状態にあることが必要とされる。

会社法に、非常勤監査役に係る規定はないが、一般に常勤でない監査役を**非常勤監査役**という。

会社法では、常勤でも非常勤でも、監査役としての役割、権限、義務、責任に相違はない。

→ 常勤監査役の選定・解職について、実施要領第1章〔2〕第3項、巻末参考資料2「選定書及び互選書並びに協議書の例」

- 監査役監査基準第4条
- 監査役会規則（ひな型）第8条第2号
- 監査業務支援ツールA「常勤監査役選定通知書」
- 個々の監査役の権限義務について、実施要領序章
監査役会規則（ひな型）添付参考資料（2）

② 社外監査役とは、株式会社の監査役であって、次のイからホの要件のいずれにも該当するものをいう（会社法2十六）。

イ その就任前10年間（ロ その就任前10年内のいずれかの時において当該会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては当該監査役への就任前10年間）当該会社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人となつたことがないこと

イ、ロは、自社又はその子会社関係者についての自社の社外監査役選任要件であり、子会社には海外子会社も含まれる（会社法2三、施行規則3①、2③二）。

- ・ 自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人は、監査役（社外監査役を含む）を兼任することはできない（会社法335②、333③）。
- ・ 就任前10年間のうちに自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人であった者は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。
- ・ 自社又はその子会社の監査役は、当該監査役への就任前10年間のうちに自社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人であった場合は、社外監査役に選任できない。
- ・ 社外監査役の要件を満たすためには株主総会当日に選任され就任するまで10年以内に当該会社及びその子会社の業務執行に従事していないことが必要とされる。したがって、選任前に社外監査役候補者と会社又は子会社が雇用契約を締結することはもとより顧問契約等を締結することも、業務執行に従事していないことの立証が困難であり社外監査役としての適格性を損なうものと解される。

ハ 親会社等（自然人に限る）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと

ハは、親会社等（用語解説I-5）の関係者についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 直接・間接保有で議決権の50%超所有等により自社の経営を支配している自然人は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。
- ・ 親会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人その他の使用人は、監査役を兼任できるが、社外監査役を兼任することはできない。したがって、親会社の社外取締役、社外監査役であっても、自社の社外監査役を兼任することはできない。ただし、社外監査役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態でなければ社外監査役に就任できる。

ニ 親会社等の子会社等（当該会社及びその子会社を除く。当該会社及びその子会社については上記イ、ロの規制による）の業務執行取締役等でないこと

ニは、兄弟会社（用語解説I-8）の関係者についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人は、監査役を兼任できるが社外監査役を兼任することはできない。ただし、イ、ロの社外監査役の要件を満たしている場合で、社外監査役就任時に該当の役職を退任し兼任の状態であれば社外監査役に就任できる。
- ・ 兄弟会社の業務執行取締役ではない取締役、会計参与、監査役は、イ、ロの社外監査役の要件を満たしている場合は、社外監査役を兼任することができる。

ホ 当該会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は2親等内の親族でないこと

ホは、自社の重要な業務執行者又は経営支配者の配偶者・親族についての自社の社外監査役選任要件である。

- ・ 当該会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人又は直接・間接保有で議決権の50%超所有等により自社の経営を支配している自然人の配偶者、2親等内の親族は、監査役に選任できるが社外監査役に選任できない。ただし、これら重要な業務執行者が会社を退任していれば、配偶者・親族を社外監査役に選任できる。

社外監査役は、株主総会参考書類に社外監査役候補者である旨、社外監査役候補者とした理由等を記載して、株主総会において社外監査役として選任されることが必要である（施行規則2③八、76④）。公開会社では、事業報告に社外監査役の活動状況等の記載が必要とされる（施行規則124）。

会社法に、社内監査役に係る規定はないが、一般に社外監査役でない監査役を社内監査役という。

会社法では、社内でも社外でも、監査役としての役割、権限、義務、責任に相違はない。

→ 社外監査役の選任について、実施要領第1章〔2〕第1項Ⅰ「監査役選任の要件」

→ 監査役監査基準第5条

監査役の常勤・非常勤の区分と社内・社外の区分は、必ずしも常勤＝社内、非常勤＝社外というようには連動しない。常勤することで社外資格を失うことはない。

したがって、監査役には、以下のように4類型がある。

〔社内・常勤〕〔社内・非常勤〕〔社外・常勤〕〔社外・非常勤〕

③ 一時監査役（仮監査役）とは、監査役が欠けた場合又は法令・定款で定めた監査役の員数が欠けた場合には、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時監査役の職務を行うべき者を選任することができる旨の規定（会社法346①②）に基づき選任される、「一時監査役の職務を行うべき者」を一般的に仮監査役又は一時監査役という。

→ 一時監査役（仮監査役）の選任について、実施要領第1章〔2〕第1項Ⅴ－3（3）

④ 補欠監査役とは、監査役が欠けた場合又は法令・定款で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任する補欠の監査役（所定の要件を満たさなければ監査役に就任しないので、監査役に就任するまでは会社役員ではない）をいう（会社法329③）。

→ 補欠監査役の要件及び選任について、実施要領第1章〔2〕第1項Ⅳ「補欠監査役の選任」

→ 監査役監査基準第9条第2項、同第5項

→ 新任ガイドQ96「補欠監査役等への対応」

なお、任期満了前に退任した監査役の任期を引き継いで調整するために選任された監査役（この場合は、任期は短いが監査役として選任されている）を補欠監査役（補欠選任監査役）という場合もある（会社法336③）。

→ 前任監査役の任期を引き継ぐ補欠選任監査役について、実施要領第1章〔2〕第1項Ⅱ－2

⑤ 特定監査役とは、以下のa、b、cに掲げる監査役をいう。

- a 事業報告及びその附属明細書に係る監査報告の内容を、特定取締役（用語解説Ⅰ－15）に対し通知すること、並びに監査報告の内容を通知すべき日について特定取締役と合意する者として定められた監査役（施行規則132⑤）
- b 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査役に通知すること、並びに会計監査報告の内容の通知を受けるべき日について特定取締役及び会計監査人との間で合意する者として定められた監査役（計算規則130⑤）
- c 計算関係書類に係る監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること、並びに監査報告の内容を通知すべき日について特定取締役と合意する者として定められた監査役（計算規則124⑤、132①）

特定監査役を選定するか否かは任意であるが、選定していないときは、全ての監査役が特定監査役となる（施行規則132⑤、計算規則124⑤、130⑤）。

→ 特定監査役の選定について、実施要領第1章〔2〕第4項Ⅰ「特定監査役の選定」、第9章第4項2（5）（iii）「特定監査役及び特定取締役」、巻末参考資料2「選定書及び互選書並びに協議書の例」

→ 監査役監査基準第11条（特定監査役の選定）、第29条第2項、第34条

→ 監査役会規則（ひな型）第9条「特定監査役」

→ 監査業務支援ツールA「特定監査役選定通知書」

⑥ 特別監査役とは、取締役会が会社法第373条に定める特別取締役会を設けた場合、その特別取締役会に出席する監査役として互選（用語解説Ⅰ－27）により選定された監査役をいう（会社法383①ただし書）。

特別監査役の互選・選定は任意であるが、選定していないときは、全ての監査役が特別取締役会に出席しなければならない。

→ 特別監査役の互選について、実施要領第1章〔2〕第4項Ⅱ、第1章〔3〕第5項「特別取締役による決議」、巻末参考資料2「選定書及び互選書並びに協議書の例」

→ 監査役監査基準第42条「特別取締役による取締役会への出席・意見陳述」

→ 監査役会規則（ひな型）第8条第3号「特別取締役による取締役会に出席する監査役の決定」

⑦ 常任監査役とは、会社法に規定がなく、社内規程に基づく任意の呼称である。法的な権限・義務・責任において会社法上の「監査役」と差はないが、社内序列の高位の監査役を指す呼称として使用されている例などがみられる。

⑧ 監査等委員とは、監査等委員会設置会社において、監査等委員として他の取締役と区

分して株主総会で選任された取締役（会社法 329②）をいう。

監査等委員会は、取締役の職務執行を監査する（会社法 399 の 2③）。

監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会設置会社の業務及び財産の調査を行うことができる（会社法 399 の 3）。

事業年度末日において監査等委員会設置会社である場合は、「常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由」を事業報告の「会社役員に関する事項」に記載しなければならない（施行規則 121 十イ）。

⑨ **監査委員**とは、指名委員会等設置会社において、取締役の中から取締役会の決議により監査委員会の委員として選定された取締役（会社法 400②）をいう。

監査委員会は、執行役・取締役の職務執行を監査する（会社法 404②）。

監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会設置会社の業務及び財産の調査を行うことができる（会社法 405）。

事業年度末日において指名委員会等設置会社である場合は、「常勤の監査委員の選定の有無及びその理由」を事業報告の「会社役員に関する事項」に記載しなければならない（施行規則 121 十ロ）。

→ **新任ガイドQ6「監査役の種類」**

I-25 **監査役職務補助使用人、監査役スタッフ**

監査役職務補助使用人とは、施行規則第 98 条第 4 項第 1 号及び同第 100 条第 3 項第 1 号に規定されている「監査役の職務を補助すべき使用人」であり、一般的に「**監査役スタッフ**」と称される「監査役室」等の所属者のほか、一時的に監査役の職務を補助する者も含まれるが、本実施要領においては、これらを含めて「監査役の職務を補助すべき使用人」を「**監査役スタッフ**」という。

→ **監査役スタッフの職務内容、独立性、配置について、実施要領第 2 章第 2 項**

→ **監査役監査基準第 16 条、第 18 条第 2 項、第 19 条「補助使用人」、第 20 条「補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保」**

→ **内部統制システムに係る監査の実施基準第 2 条第 12 号、第 15 条**

→ **新任ガイドQ44「監査環境：補助使用人（監査役等スタッフ）」**

I-26 **公認会計士、監査法人、監査人、会計監査人、独立監査人**

① **公認会計士**とは、公認会計士法に基づき資格を有する者で日本公認会計士協会に登録され財務書類の監査又は証明することを業とする者をいう（公認会計士法 2①）。

② **監査法人**とは、財務書類の監査又は証明を組織的に行い、監査水準の向上を図ることを主な目的として、公認会計士法の定めるところにより、5 人以上の公認会計士が共同して設立した法人をいう（公認会計士法 1 の 3③）。

③ **監査人**とは、特に法の規定はなく、会社が金融商品取引法の規定によって作成している貸借対照表・損益計算書等の「財務計算に関する書類」についての監査証明を提出する公認会計士又は監査法人（金融商品取引法 193 の 2①）を、会社法の機関である「会計監査人」と区分して称することが多いが、会計監査人をも含めて、一般的に広く「監査人」ということもある。本実施要領においても、会社法における会計監査人のみを指す場合は会計監査人と記載し、それ以外は監査人と記載した上で、必要に応じて読み替えるものとしている。

④ **会計監査人**とは、会社法上の会計監査人設置会社における「会社法上の機関」の名称であり、定款に規定することで設置されて会社法の計算書類等の監査を職務とする公認会計士又は監査法人をいい（会社法 326②、337①）、会社の機関として株主総会で選任される。

したがって、定款で「会計監査人」を置くことと定めていない会社が、任意に監査法人や公認会計士と契約して会計監査を依頼している場合は「会計監査人」ではない。

監査法人が会計監査人に選任された場合は、その社員の中から会計監査人の職務を行う者を選定して会社に通知しなければならない（会社法 337②）が、会計監査職務を行う個々の会計士（「**業務執行社員**」「**指定社員**」等と呼称される）が会計監査人ということではない。

⑤ **独立監査人**とは、上記の「監査人」や「会計監査人」が財務書類に関する監査を行うに当たって、企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準（用語解説Ⅴ-70）」及び監査の実務指針に示されている品質管理や独立性に準拠することが求められるが、「監査人」や「会計監査人」が独立性についての職業倫理に関する規定の全てを満たしていることを表明する場合に用いられるもので、特に監査証明や会計監査報告書には、独立監査人の表題を付して、独立監査人以外の者が発行する報告書と区別することが、これらの基準や指針で求められている。

「監査人」も「会計監査人」も多く会社において同じ監査人が兼任することが多く、その「監査人」や「会計監査人」が作成する監査報告には「独立監査人の監査報告書」という表題が付される。

なお、東京証券取引所は、その上場規程により、会社法上の「会計監査人」である公認会計士又は監査法人を「財務書類に関する監査証明を行う公認会計士又は監査法人」として選任することを求めているので、上場会社等では、「監査人」と「会計監査人」とは同一の場合が多い。

- 監査役と会計監査人、監査人との関係及び連携について、実施要領第5章
- 監査役監査基準第31条～第36条、第48条
- 監査役会規則（ひな型）第8条第8～13号、第11条第1項第1号、第10条第2号
- 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」及び「会計監査人との連携に関する実務指針」
- 「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」
- 新任ガイドQ85～Q88
- 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020年1月臨時増刊号）第3部1⑨「公認会計士」、⑩「監査法人」

I-27 選任、選定、解任、解職、互選

会社法において、「**選任**」は会社法上の一定の地位にないものにこれを与えること、「**解任**」はその地位から外すことをいい、「**選定**」は既に会社法上の一定の地位にあるものに対し追加して一定の地位を付与すること、「**解職**」は追加した地位から外すことをいう。

「**互選**」は、選定する場合の方法であり、取締役会非設置会社において代表取締役を定める場合（会社法 349③）、また、特別取締役会がある会社においてその特別取締役会に出席する監査役を定める場合（会社法 383①ただし書）に規定されているとおり「会議体での決議

による選定ではない場合」に用いられている。会議体で選定する場合は「決議」によって選定することとしてもよい。

→ **新任ガイド・ミニ知識 9 「選任と選定、解任と解職」**

I-28 再任、不再任

再任とは、一旦退任した後に同一の職に再び就任することをいうが、会社法では、取締役、監査役等の役員は任期が満了した場合に、改めて株主総会の選任決議を得て選任されなければ退任となる。したがって、不再任の決議は必要がない。取締役、監査役が退任後に改めて同一の職に選任されることを再任あるいは重任と称しても差し支えないが、会社法においては、改めての株主総会の決議は新任者と同様の「選任」の決議である。

これに対し、会社法上の機関である会計監査人は、任期は 1 年で任期満了により退任となるが、任期満了時に不再任とする株主総会の決議がされなかった場合は、再任されたものとみなされる（会社法 338①②）。

したがって、会計監査人は、任期満了の際に再任の株主総会決議は必要がなく自動的に再任とみなされるが、再任しないためには「**不再任**」の株主総会決議が必要となる。会社法で「不再任」の用語は、任期満了後に自動的に再任とみなされる会計監査人に関する規定のみに使用されている。

会計監査人について、「不再任」とは任期が満了した定時株主総会の決議による退任をいい、「解任」とは、1 年間の任期途中で職を解くこと、すなわち、臨時株主総会の決議（会社法 339）又は会計監査人が特定事由に該当の場合の監査役（会）の決定（会社法 340）による退任をいう。

監査役（会）は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権があるので、毎年の定時株主総会に向けて会計監査人を不再任とするか否か判断する必要がある。判断の結果、会計監査人を不再任としない場合には株主総会決議は必要ないが、不再任としない場合（すなわち、再任する場合）であっても毎年、監査役（会）は、会計監査人の再任・不再任について判断する必要がある。

→ **会計監査人の再任、不再任について、実施要領第 5 章第 2 項「会計監査人の任期及び選任、解任、再任、不再任」**

→ **監査役監査基準第 35 条「会計監査人の選任等の手続」**

→ **監査役会規則（ひな型）第 8 条第 8～第 13 号「会計監査人の選任に関する決定等」**

I-29 役員の報酬等

役員について、**報酬等**とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいう（会社法 361①）。

退職慰労金、株式報酬やストック・オプションも報酬等に含まれる。

→ **監査役の報酬等について、実施要領第 1 章〔2〕第 5 項「監査役の報酬等」、巻末参考資料 2 「選定書及び互選書並びに協議書の例」**

→ **取締役の報酬等について、実施要領第 1 章〔3〕第 6 項「取締役の報酬等」**

→ **実施要領第 8 章第 10 項 VI 「上場会社のストック・オプションの支配株主等への付与」**

→ **監査役監査基準第 12 条「監査役の報酬等」**

→ **監査役会規則（ひな型）第 13 条「報酬等に関する協議」**

→ 監査業務支援ツール A「監査役報酬協議通知書」

Ⅱ 職務、業務、監査活動に係る用語

Ⅱ-30 職務、業務

職務とは、その地位に応じて行うべき事務（仕事）を処理する任務のこと。

業務とは、（会社の何らかの事務を行うことではなく）会社の目的である具体的な事業活動に関与すること（相澤哲元法務省参事官他編著『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006 年））。

すなわち、会社法において、「**業務**」は、会社の事業の運営・遂行に係る概念、「**職務**」は、業務より広く、「**業務**」及び「**業務以外の職務**」を含む概念で用いられるが、機関の性格によって、「**業務以外の職務のみ**」の概念で用いられることもある。

したがって、**代表取締役及び業務執行取締役（会社法第 363 条第 1 項により会社の業務を執行する取締役として取締役会決議により選定された取締役）**の職務の執行には、会社の業務の執行とそれ以外の取締役の職務の執行を含むが、会社の業務執行から独立している社外取締役や監査役の職務の執行には、会社の業務の執行を含まず、取締役又は監査役の職務の執行のみとなる。

→ 新任ガイド・ミニ知識 2「職務と業務」

Ⅱ-31 執行、遂行

執行とは決められたことを行うこと。個々の行為を意味する。

遂行とは成し遂げること。まとまった任務を成し遂げることの意味する。

すなわち「取締役として会社を健全に運営して業績を上げるという職務を**遂行**するため、日々の個々の職務を適切に**執行**する」というように使用される。

通常は、文脈によりどちらを使用しても差し支えはない。

→ 新任ガイド・ミニ知識 23「執行と遂行」

Ⅱ-32 「しなければならない」「することができる」「する」「するものとする」

① 「**しなければならない**」は立法上、義務を表す場合に用いられており、遵守すべきものである。

② 「**することができる**」は立法上、一定の能力、権利、権限、機能を与えることを示す。

③ 「**する**」は一定の事実又は建前を断定的に示す。

本実施要領においては、手順について実行すべきことを明確にするために基本的に「**する**」を使用している。

④ 「**するものとする**」は、断定ではなく、できるかぎりそのように努める旨の自主的な意思表示を示す婉曲的な表現として用いられる。

Ⅱ-33 「みなす」「推定する」

① 「**みなす**」とは、本来そうでなくても、法律上、そのようなものとして取り扱う、すなわち、ある事実があった場合に、法律上、当然にそのような効果を認めるということであり、反証が認められない。「**擬制**」ともいう。

② 「**推定する**」とは、はっきりしないがある事実がある場合は、法律上はこうだと認めるという一応の判断を下す、すなわち、ある事実があった場合に、法律上、反証がない限りは、そのような効果を認めるということであり、反証があれば、その反証が認められる。

→ 実施要領第 8 章第 7 項の「競業取引」「利益相反取引」「株主等の権利の行使に関

する利益供与」の推定規定

Ⅱ－34 「その他」「その他の」

① 「A その他 B」は立法上、A と B は並列する事項を示す。

例えば、会社法の内部統制決議事項は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」と「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」の 2 つの体制が「その他」によって並列されている（取締役会設置会社は会社法 362④六、取締役会非設置会社は同 348③四）のであり、「法務省令で定める体制」については施行規則により 12 の事項が定められているので、全体で 13 の事項が並列で列挙されている（取締役会設置会社は施行規則 100①③、取締役会非設置会社は同 98①④）。

→ 実施要領第 7 章「内部統制システムに係る監査」

② 「A その他の B」は立法上、A は、B の例示として示されている事項である。

例えば、取締役会決議事項のうち、「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任（会社法 362④三）」では、「支配人」が「重要な使用人」の例示であり、「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（会社法 362④四）」では、「支店」が「重要な組織」の例示として示されている。

Ⅱ－35 監督、監査、監査役監査、調査

これらの用語について、会社法上の定義規定はない。学説上も必ずしも明確に概念上の区分がされているものではないので、本実施要領においては、会社法の各条文を斟酌し、以下のような意味で用いる。

① **監督**とは、「業務執行者の業績を評価し、業務執行の効率性を確保することを主眼とするもの」と説明されている（坂本三郎編著『一問一答平成 26 年改正会社法〔第 2 版〕』（2015 年、商事法務）22 頁）。

取締役会は、取締役の職務の執行の**監督を行う**（会社法 362②二）。

監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の職務の執行の**監督を行う**（会社法 399 の 13 ①二）。

指名委員会等設置会社の取締役会は、執行役及び取締役の職務の執行の**監督を行う**（会社法 416①二）。

② 一般的に、**監査**とは独立第三者の立場（監査する人と監査される業務執行者を厳格に分離）から被監査者のルール（法令・会計基準）からの逸脱の有無を審査して、意見を表明することにより違法・不正行為の防止を図ることをいう。ただし、海外において「Audit」とは、会社内部としては内部監査、会社外部としては会計監査人による監査を意味している。

会計監査人は、株式会社の計算関係書類を**監査し、会計監査報告を作成する**（会社法 396 ①）。

③ **監査役監査** 上記②の一般的な監査の意味に対し、会社法における監査役の職務に関する規定から、監査役は、会社役員として業務調査権を有し、業務執行の状況を**密接・継続的・同時並行的に監視し、助言、勧告、意見表明等により是正する**。

なお、「監査役」という機関は、取締役の職務執行の監査機能を通じて、独立した客観的な立場において**統治機関の一翼を担う**役割・責務を有するとされる（コーポレートガバナンス

ス・コード原則 4-4、4-13（用語解説Ⅳ－60））。

監査役監査基準第 2 条第 1 項補足には、「本基準における『監督』の概念は、会社法第 362 条第 2 項第 2 号に規定する『取締役の職務の執行の監督』に留まらず、より広い企業統治における監督機能全般を意味する。広義の監督機能は、取締役会と監査役（会）が協働して担うものであり、『監査』もその一部と考えている」と記載されている。

監査役は取締役の職務執行を**監査し、監査報告を作成する**（会社法 381①）。

（監査等委員会設置会社の）**監査等委員会**は、取締役の職務執行を**監査し、監査報告を作成する**（会社法 399 の 2③一）。監査等委員は**調査**を行う。

（指名委員会等設置会社の）**監査委員会**は、執行役及び取締役の職務執行を**監査し、監査報告を作成する**（会社法 404②一）。監査委員は**調査**を行う。

監査役の「**監査**」とは、取締役の職務執行を監視し適宜適切に取締役の職務執行の是正のための措置を講じる活動全体をいう。

④ 監査役の「**調査**」は、監査役の任務を遂行するための作業で監査を遂行するに当たっての方法の内容を構成するものであり、業務・財産の状況の調査（競業・利益相反取引・自己株式取得等の調査も含まれる）、子会社の調査、株主総会提出議案・資料の調査といった各調査事項が法定されている。

→ 監査役監査基準第 2 条「**監査役**の職務」、第 22 条「**取締役**の職務の執行の**監査**」、第 23 条「**業務執行取締役**の職務執行の**監査**」、第 24 条「**取締役会**等における**取締役**の報告及び**取締役会**における意思決定の**監査**」、同第 8 章「**監査**の方法等」

Ⅱ－36 監視、検証、確認

監査役監査基準及び本実施要領において、下記のように使用する。

① **監視**とは、「進行中又は事前の状況における監査役の関与を想定し、事後的な検証行為と異なる継続的、同時並行的監視状況」をいう。

② **検証**とは、「ある結果が出たとき、後から事実を確認し、評価・判断する行為」、「実際に調べて証明する。証拠資料たる事物・場所等の存否や状態を直接確かめる行為」をいう。

③ **確認**とは、「確かにそうであると認めること。特定の事実又は法律関係の存否を認定すること」をいう。

なお、会計用語における「**確認**」は、会計監査人が行う監査手続の一つで、金融機関や取引先に対して会計監査人が直接、文書で問合せを行い、その回答を入手して評価する手続をいう（用語解説Ⅴ－67④、「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」86 頁）。

→ 監査役監査基準第 22 条、第 23 条等

→ 新任ガイド・ミニ知識 4 「監視・検証」

Ⅱ－37 連係、連携

「**連係**」と「**連携**」は同じ意味である。

「**連係**」は、「監査役が監査対象から独立した立場で監査するという職務であることから、監査対象と一緒に手を携えて監査するのではなく、これらと係わり合って監査するといった意思を表した」ものとされ、2015 年（平成 27 年）改定より前の監査役監査基準及び実施要領で用いられた。

なお、「企業内容等の開示に関する内閣府令」では「**連携**」という文言を用いており、

これを踏まえて作成されている「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」及び「会計監査人との連携に関する実務指針」では、同内閣府令と平仄を合わせ「**連携**」と表記してきたものであり、監査役監査基準及び実施要領においても 2015 年の改定から「**連携**」を用いている。

Ⅱ－38 適法（合法）、妥当、相当、合理的、不正、不当

① **適法**とは、**合法**と同様、法規に適合していること。

② **妥当**とは、一般的によく当てはまること。適切であること。

（以上①②は、有斐閣『法律類語難語辞典』より）

③ **相当**とは、「合理的な」とか「ふさわしい」などの意味で、社会通念上その程度に合っていること。（有斐閣『法律学小辞典』より）

④ **合理的**とは、一般用語としての「理に合っている」ということ。

⑤ **不正**とは、正しくないことで、取締役の職務執行においては、故意の法令定款違反等が含まれる。

⑥ **不当**とは、妥当でない、適切でないことで、不正には至らないもの。

違法・著しく不当の場合は、監査役は適時適切に是正措置を講じる必要があるが、違法でない、不当でない、不合理でない事柄は、事の重要性をみて是正する必要があるかどうか判断することになる。その判断は、監査役自身の裁量に任される。違法でない、不当でない、不合理でない事柄について監査役が「監査」できないということではなく取締役の職務執行全体が監査対象であるが、違法でない・著しく不当でない事柄についての是正の必要性は監査役の判断による。すなわち、監査役の監査に当たっては、適法性監査に限定されるものではないが、その結果の監査報告において、「取締役の職務執行」については、法令定款違反の重大な事実の有無を報告することでよいとされている。

なお、「**相当性**」は、一般には「合理性」と同義であるが、会計監査人のような職業的監査人の仕事ぶりを監査役が判断する場合は、適否や当否の判断ではなく、「職業的専門家としての職務遂行」を評価する基準として、「相当かどうか」が用いられる。

（以上の解説は、過去の『月刊監査役』に掲載された学者、弁護士の解説から抜粋・要約したもの）

→ 「会計監査人監査の方法と結果の相当性」について、実施要領第 5 章

→ 「内部統制システムに係る取締役会決議の相当性」について、実施要領第 7 章

→ 監査役監査基準第 31 条「会計監査」

→ 新任ガイド・ミニ知識 26「相当性の判断」

→ 新任ガイド・ミニ知識 27「不正と不当」

Ⅱ－39 協議、審議、決議

① 会社法上の「**協議**」とは、全員の同意による決定を意味する（会社法第 387②の監査役報酬等の協議）。

会社法で協議事項として規定されている事項（実施要領序章の 1（2）（ii）イ－2－3 の事項）については、監査役会設置会社においても会社法上は監査役会の開催を必要とせず書面や電磁的方法等の意思表示で全員が同意すれば協議が成立する。監査役会を開催して監査役会の場にて「協議」を行ってもよいが、会社法上は**監査役会の決議事項ではないので、過半数で決議することはできず必ず全員の同意が必要**とされる。

→ 監査役会規則（ひな型）第 13 条「報酬等に関する協議」

② 一般的に相談、意見交換の意味で使用される「協議」は、会社法上は「審議」という（施行規則第 130 条第 3 項、計算規則第 123 条第 3 項、同第 128 条第 3 項の監査役会監査報告作成の審議）。

→ 監査役会規則（ひな型）第 12 条「監査役の権限行使に関する協議」

③ 「決議」とは、株主総会の決議（会社法 309）、取締役会の決議（会社法 369）、監査役会の決議（会社法 393）等、一定の要件の下で会議体として議決して決定することをいう。

監査役会の決議事項（実施要領序章 1（2）（ii）ニ－1 参照）については、必ず監査役会を開催して（書面決議は認められていない）、また、定足数の定めはないので在任している監査役総数（監査役会への出席監査役数ではない）の過半数をもって決議する（会社法 393①）。

→ 実施要領第 3 章第 1 項 I－2、II－2、II－3、巻末参考資料 6「取締役会の決議事項及び報告事項の例」、巻末参考資料 13「株主総会の主な決議事項」

→ 監査役会規則（ひな型）第 7 条「決議の方法」

→ 新任ガイド・ミニ知識 7「定足数と過半数」、同参考資料 17「株主総会の決議等の種類と要件」

II－40 招集手続の省略、決議の省略（書面決議）、報告の省略（書面報告）

株主総会、取締役会、監査役会、監査等委員会、指名委員会等設置会社の各委員会について、一定の要件の下で、招集手続の省略、決議の省略（書面決議ということがある）、報告の省略（書面報告ということがある）が認められる。

[株主総会]

- ・ 招集手続省略……議決権行使について書面又は電磁的行使の方法をとらない場合で、株主全員の同意があるとき（会社法 300）
- ・ 決議の省略……株主総会の目的事項の提案について株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（会社法 319）
- ・ 報告の省略……取締役が株主の全員に報告事項を通知した場合で、その報告事項を株主総会に報告を要しないことに株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（会社法 320）

→ 実施要領第 11 章第 1 項 3「株主総会の決議の省略、報告の省略」

[取締役会]

- ・ 招集手続の省略……取締役及び監査役の全員の同意があるとき（会社法 368②）
- ・ 決議の省略……定款に取締役会決議の省略についての規定を定めた場合で、取締役会決議の目的事項の提案について取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べないとき（会社法 370）
- ・ 報告の省略……取締役、会計参与、監査役、会計監査人が取締役の全員に取締役会報告事項を通知したとき（会社法 372①）

ただし、取締役の職務執行状況についての 3 か月に 1 回以上の報告は省略できない（会社法 372②）。

取締役会の決議の省略がなされた場合は、取締役会は開催されていないものとされる。

したがって、事業報告に、社外役員の活動状況として取締役会への出席の状況を記載する場合（施行規則124四イ）の取締役会開催数にも、また、出席数にもカウントされず、取締役会の回数を記載する場合は、実際に開催された取締役会と、取締役会の書面決議や書面報告の場合とは区分して記載される。

- 実施要領第8章第2項Ⅰ、巻末参考資料7「取締役会決議の省略（書面による取締役会決議）について監査役に異議がない旨の記録書面」
- 監査役監査基準第41条「取締役会の書面決議」
- 中小規模会社の監査役監査チェックリスト（中部支部監査実務チェックリスト研究会）「取締役会（書面決議等）のチェックリスト」

[監査役会]

- ・ 招集手続の省略……監査役的全員の同意があるとき（会社法392②）
- ・ 報告の省略……取締役、会計参与、監査役、会計監査人が監査役的全員に監査役会報告事項を通知したとき（会社法395）

監査役会の決議事項（実施要領序章1（2）（ii）ニ－1参照）については、必ず監査役会を開催して（書面決議は認められていない）、また、定足数の定めはないので在任している監査役総数（監査役会への出席監査役数ではない）の過半数をもって決議する（会社法393①）。

- 実施要領第3章第1項Ⅰ－2、Ⅱ－2、Ⅱ－3
- 監査役会規則（ひな型）第6条「招集手続」、第7条「決議の方法」、第14条第4項

監査等委員会の決議事項（会社法399の10①）、指名委員会等設置会社の各委員会の決議事項（会社法412①）についても同様に書面決議は認められていない。

[監査等委員会]

- ・ 招集手続の省略……監査等委員的全員の同意があるとき（会社法399の9②）
- ・ 報告の省略……取締役、会計参与、会計監査人が監査等委員的全員に監査等委員会報告事項を通知したとき（会社法399の12）

[指名委員会等設置会社の各委員会]

- ・ 招集手続の省略……当該委員的全員の同意があるとき（会社法411②）
- ・ 報告の省略……執行役、取締役、会計参与、会計監査人が委員的全員に当該委員会報告事項を通知したとき（会社法414）

Ⅱ－41 監査役の独任制

複数の監査役がいるとき、各々の監査役は独自に監査権限を行使できる（独任制）。

通常は、限られた人数の監査役が広範な監査職務を効率良く遂行するために、複数監査役間で協議し、あるいは、監査役会において、監査方針、重点監査事項、各監査役の監査職務の分担等を決定して監査を進めるが、例えば、監査役会が決定した他の監査役の分担事項について担当外の監査役が監査できないということではなく、必要があると考えられる場合は、分担に妨げられずに、また、監査対象やポイントを拡大する等により、各監査役が監査を実施することができ、その結果について、自己の判断により監査意見を表明できる。

- 実施要領第3章第1項Ⅰ－2

→ 監査役監査基準第6条第2項ただし書、第7条ただし書、第8条第2項ただし書

Ⅱ-42 担当、分担、管掌

① **担当**とは、受け持って責任をもってその事に当たること。

② **分担**も、担当することに相違はないが、監査役は独任制で本来は監査職務全体について自身で全てを遂行する権限と責任を有しているものの、複数監査役の場合には監査職務を分担して他の監査役が行った活動に依拠することができる。

→ 実施要領第4章第3項「監査役職務の分担」

→ 監査役監査基準第37条「監査計画及び業務の分担」

→ 監査役会規則（ひな型）第8条第6号

→ 新任ガイドガイドQ29「監査計画の作成」

→ 監査業務支援ツールA「監査役監査計画」

③ **管掌**とは、管掌役員が所管する部門の他の担当役員に対して全般的立場から助言・指導を行うとともに所管する部門間の連携を推進することにより、社長を補佐すること。

したがって、管掌役員に対しては、①で定められた一定以上の重要事項については管掌する役員の**了知（決定前に当該事項の内容を知らせること）**が必要であり、①を除く担当役員決定事項についても管掌する役員への**報告（決定又は実施された結果を知らせること）**が必要とされる。

Ⅱ-43 忠実義務、善管注意義務

① **忠実義務**とは、職務等を忠実に行う義務であり、会社法第355条は「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない」と規定し、取締役の会社に対する忠実義務を定めている。

忠実義務と次の善管注意義務との関係については、両者を同じと考える説と異なると考える説がある。

② **善管注意義務**とは、委任関係において「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」（民法644）の規定に基づく「善良な管理者としての注意義務」の意味であり、職務を委任された人の職業や専門家としての能力等に通常期待される注意義務を意味している。

善管注意義務を怠れば過失があるものとみなされ、状況に応じて損害賠償義務等を負う。

→ 新任ガイドQ104「監査役善管注意義務」、同ミニ知識5「取締役の忠実義務」

Ⅱ-44 経営判断原則

経営判断原則とは、会社役員等が重要な経営判断を行うに際して、「**適正な手続・過程**」を経て、「**合理的な内容**」の決定を行った場合は、結果いかんで善管注意義務違反等の法的な責任を問われることはないとするもの。

元来は、米国の判例法上のビジネス・ジャッジメント・ルールであるが、日本においても株主代表訴訟において、下記のような諸点に基づいて合理的に誠実に下した判断は、取締役の経営事項に係る幅広い裁量の範囲内として、結果として会社に損害が生じても、取締役に注意義務違反があったとして責任を問うものではない旨の判決が積み重なってきている。下記の諸点において、取締役が行う経営判断に際して、「**リスクを取ってはならない**」というような経営を萎縮させる趣旨ではなく、「**役員が適正な経営判断を行えば、結果いかんで法的な責任を問われることはない**」とするための基準となるということに留意

が必要である。

- (i) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- (ii) 意思決定過程が、合理的であること
- (iii) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- (iv) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと
- (v) 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること（ここでいう「会社の利益」とは、「役員の自己又は第三者の利益」を図るものではないという趣旨であって、会社の業績としての「利益」を指すものではなく、必ずしも営業業績至上主義を指すものでもない）

以上の (i) (ii) を意思決定手続（プロセス）の適正性、(iii) から (v) を意思決定内容の適正性として説明されることもある。

→ 経営判断原則のポイントの詳細について、実施要領第 8 章第 2 項 II

→ 監査役監査基準第 24 条「取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査」

→ 新任ガイド Q102「経営判断の原則」

II-45 競業取引、利益相反取引、自己取引、関連当事者取引、通例的でない取引

① 競業取引とは、取締役や執行役が自社の事業と同じ部類の取引を、自己や第三者のためにすることをいう（会社法 356①一）。

→ 競業取引について、実施要領第 8 章第 7 項 III

② 利益相反取引とは、取締役や執行役が会社の利益を犠牲にして、自己又は第三者の利益を図るような取引をいう。

会社法は、利益相反取引として、「取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとする場合」（「直接取引」という（会社法 356①二））と、「会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社とその取締役との利益が相反する取引をしようとする場合」（「間接取引」という（会社法 356①三））を規制している。

→ 利益相反取引について、実施要領第 8 章第 7 項 IV

③ 自己取引とは、上記②の利益相反取引と同義で使用する場合と、②のうちの直接取引、さらにその中の「自己のために行う取引」のみを指す場合がある。

→ 自己取引について、実施要領第 8 章第 7 項 IV、同第 12 章第 1 項 1

④ 関連当事者取引とは、計算規則第 112 条又は財務諸表等規則 8 条の 10 で定める注記の対象となる関係者との取引をいう。

→ 関連当事者取引について、実施要領第 8 章第 7 項 V 及び巻末参考資料 18

⑤ 通例的でない取引とは、旧商法特例法において監査報告の特記事項となっていたもので、子会社等又は株主との取引で通常の取引に比べ取引条件等が大幅に異なる等の特別な取引をいう。現行の会社法では、上記④の関連当事者取引に含まれる。

→ 監査役監査基準第 27 条「競業取引及び利益相反取引等の監査」

→ 新任ガイド・ミニ知識 18「競業取引・利益相反取引等の監査」

→ 「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」（月刊監査役 No. 677 2018 年 1 月臨時増刊号）参考資料 1-5(4)「取締役の善管注意義務、忠実義務に違反するおそれが高い重要事項についての監査」

- 中小規模会社の監査役監査チェックリスト（中部支部監査実務チェックリスト研究会）「競業及び利益相反取引のチェックリスト」

Ⅱ－46 取締役職務（業務）執行確認書

取締役職務（業務）執行確認書とは、取締役に対して、会社に対する忠実義務、善管注意義務についての認識を醸成し、それを確認して違背のないように自己申告を求めるとともに、監査役にとって、取締役の職務執行に係る監査において必要な情報を得ることを目的として、各社で任意に徴求される書類であり、法定の書類ではない。

監査役は、「取締役職務（業務）執行確認書」という取締役の自己申告書類のみに基づいて取締役の職務執行に忠実義務違反や善管注意義務違反がなかったと断定することはできないので、監査役自らが、日常の監査を遂行する中で、事実関係を確認してその裏付けをとるという監査活動を行った上で取締役の職務執行に関する重大な事実の有無について判断する必要がある。

- 中小規模会社の監査役監査チェックリスト（中部支部監査実務チェックリスト研究会）「取締役のセルフチェックリスト」

- 監査業務支援ツールC「職務執行確認書」

Ⅱ－47 会社の支配に関する基本方針、買収防衛策

会社の支配に関する基本方針とは、会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されている「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」という）をいい、会社が（すなわち、取締役会、取締役等が）基本方針を定めた場合は、公開会社に限らず全ての会社において事業報告に記載が必要であり、事業報告に記載があるときは、監査役（会）の監査報告にも当該基本方針についての監査役の意見を記載しなければならない（施行規則 129①六、130②二）。基本方針について事業報告に記載がない場合は、監査役（会）の監査報告において監査の方法や意見の記載の必要はない。

基本方針の中で、いわゆる買収防衛策は、施行規則第 118 条第 3 号のロの(2)の「基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に該当するものであり、基本方針に関する取組みの一つであるから、それより広い意味の「基本方針」の内容には、買収防衛策や安定株主対策等に限らず、株式上場の意義、企業価値向上、市場の評価に対する取組み等が含まれる。

- 会社の支配に関する基本方針の監査役調査について、実施要領第 8 章第 8 項

- 監査役監査基準第 50 条「会社の支配に関する基本方針等」

Ⅱ－48 第三者割当、大規模第三者割当、特定引受人

① 第三者割当とは、株券（株式）、新株予約権付証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに当たり、これらの有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法であって次のものを除くものをいう（企業内容等の開示に関する内閣府令 19②一フ）。

イ 株主に対する株式の割当て（会社法 202①の割当て）

ロ 株主に対する新株予約権の割当て（会社法 241①又は同 277 の割当て）

ハ 引受人が引受けと同時に同一有価証券を同一条件で売り出すこととなる割当て

ニ 役員、会計参与、使用人への新株予約権の割当て（ストック・オプション）

② 大規模第三者割当とは、希薄化率が 25%以上となる第三者割当、支配株主が異動する第三者割当又は特定引受人（引き受けた募集株式の株主となった場合に有する議決権数が、当該募集

株式の引受人全員が引き受けた募集株式の株主となった場合の総株主の議決権に対する割合が2分の1を超えることとなる引受人（会社法206の2①）となる者が生じる第三者割当をいう（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式の第一部第3「記載上の注意23－6」）。

- 第三者割当及び大規模第三者割当について、実施要領第8章第9項
- 上場会社による支配株主等に対する第三者割当について、実施要領第8章第10項

IV

- 監査役監査基準第51条「第三者割当等の監査」
- 新任ガイド・ミニ知識35「第三者割当と監査役の対応」

III 監査報告関係の用語

III－49 監査役監査報告（書）、監査役会監査報告（書）、会計監査報告（書）

会社法では、各監査役が作成する「監査役監査報告（会社法381①）」、監査役会設置会社における「監査役会監査報告（会社法390②一）」、監査等委員会設置会社における「監査等委員会監査報告（会社法399の2③一）」、指名委員会等設置会社における「監査委員会監査報告（会社法404②一）」（監査等委員会設置会社においては監査等委員会が、指名委員会等設置会社においては監査委員会が、監査するのでそれぞれ法定の監査報告が作成されるが、監査等委員会の委員である取締役及び指名委員会等設置会社における監査委員会の委員である取締役は、「調査」を担当する役割であることから法定の「監査報告」を作成することはない）、及び会計監査人の「会計監査報告（会社法396①）」の5つのみが法定の監査報告である。

会社法では、これらの監査報告は、書面のみではなく電磁的方法で作成されることも想定して「監査報告」と規定しているが、実務上は書面作成も多く「監査報告書」と呼称・表記してもよい。

監査役や監査等委員会委員、監査委員会委員が期中に任意に作成する調査報告等は、「監査報告書」という表記を行っていたとしても、次のIII－50の監査調書等に該当するものであって会社法上の「監査報告」ではない。

① 監査役監査報告（書）

監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したとき（施行規則129①）、また、計算関係書類を受領したとき（計算規則122①、127、会社法第441条に基づく臨時計算書類を含む）は、必ず、「監査報告」を作成しなければならない。

複数監査役が各自の監査報告を初めから共同で一体として作成する場合や、監査役会の監査報告と各監査役の監査報告を一体として作成する方式をとる場合でも、各監査役の監査報告が作成されていないのではなく、一体としての作成の中で各監査役の監査報告が作成されているということではなければならない。

次の②の「監査役会監査報告」は、監査役会設置会社の機関としての法定の監査報告であり、監査役会が設置されていなければ作成できないので、監査役会非設置会社において複数監査役による監査役協議会等で審議して一体にまとめた監査報告を作成した場合でも、会社法上は、「監査役の監査報告」をまとめて一体として作成したものであるから、「監査役協議会監査報告」というように監査役会監査報告と誤認されるような表記を行うことは避けなければならない。

- 監査役監査報告の作成については、実施要領第10章第1項、第2項
- 実施要領巻末参考資料11「監査報告書作成時の直前に就任等、監査期間が短い場合の監査役監査報告書の記載例」
- 「監査報告のひな型について」
- 「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」
- 監査業務支援ツールC「常勤監査役 監査報告書」等

② 監査役会監査報告（書）

監査役会設置会社においては、監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の監査報告を作成しなければならない（施行規則130①、計算規則123①、128①）。

- 監査役会監査報告の作成については、実施要領第10章第1項、第3項、巻末参考資料12「監査役会の監査報告書の記載例」
- 「監査報告のひな型について」
- 「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」
- 監査役監査基準第62条「監査報告の作成・通知」
- 監査役会規則（ひな型）第15条「監査報告の作成」
- 新任ガイドQ33「監査役（会）監査報告の作成」、Q82「会計監査人のいない会社の監査報告」、Q84「会計監査人設置会社の会計監査人の監査報告」、Q85「会計監査人設置会社の監査役（会）監査報告/監査等委員会/監査委員会監査報告」、同ミニ知識15「監査報告書の署名・押印」、同参考資料3「監査報告のひな型とその根拠法令」
- 中小規模会社の監査役監査チェックリスト（中部支部監査実務チェックリスト研究会）「監査報告書のチェックリスト」

③ 会計監査報告（書）

「会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、（中略）会計監査報告を作成しなければならない」（計算規則126①）

Ⅲ－50 監査調書、監査調書等

本実施要領において、**監査調書**とは、個々の案件・テーマや、事業所・子会社等の調査について、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成過程、理由等を記録したものをいう。

監査調書等とは、監査調書のほか、監査実施記録、会見記録、報告聴取記録等を含めたものをいう。

- 実施要領第8章第1項2
- 監査役監査基準第60条「監査調書の作成」
- 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020年1月臨時増刊号）第3部1④「監査調書」

Ⅲ－51 通知期限日、通知を受けた日

① **通知期限日**とは、特定監査役（用語解説Ⅰ－15）が監査役会監査報告（監査役会非設置会社においては監査役監査報告）の内容を特定取締役（用語解説Ⅰ－15）及び会計監査人に、また、会計監査人が会計監査報告の内容を特定監査役及び特定取締役に、**通知しなければならない最終の期限日**をいう（施行規則132①、計算規則124①、130①、132①）。

通知期限日は、最長の場合に期限日まで監査を行うことができるよう監査期間を保障する趣旨であり、連結計算書類以外の書類に関する期限日は、法定の期限日より短縮することはできないが、期限日まで監査報告の内容を通知できないということではなく期限日は通知の最終の日であるから、余裕をみて期限日より前に各監査報告の内容について次の②の実際の通知を行うことが多い。

- 実施要領第9章第4項2(5)、第9章第5項8
- 期限日等の期間の計算方法について、実施要領巻末参考資料8
- 新任ガイド・ミニ知識31「期間計算の基本的な考え方」
- 監査役監査基準第62条第9項

② 通知を受けた日とは、上記①の各監査報告の内容について特定取締役、特定監査役、会計監査人がそれぞれ実際に通知を受けた日（受領者が複数の場合は、最後の一人が通知を受けた日）であり、この通知を受けた日に事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類は、各々必要な監査を受けたものとされる（施行規則 132②、計算規則 124②、130②、132②）。

- 実施要領第9章第4項2(5)、第9章第5項8

IV 企業統治、内部統制システム関係の用語

IV-52 内部統制システム、会社法の内部統制体制

一般的に使用される「内部統制システム」とは、全ての会社において、事業目的に沿って、会社が有する経営資源を有効に活用し会社を健全かつ持続的に発展させるために必要なものとして構築・運用が図られてきているものであり、完成形といえるものではなく絶えざる改善の努力が求められるが、その適切な構築と運用は取締役の重要な職務執行として善管注意義務の中心となるものである。

したがって、全ての会社の監査役にとって、取締役の職務執行の監査において内部統制システムの構築・運用状況の監査は、取締役が善管注意義務を尽くして職務を遂行しているかの判断に当たって必要な監査事項である。

会社法の「内部統制体制（内部統制システムと同義であり、実施要領において文脈に応じて使用する）」とは、上記の内部統制の内容となる項目を列挙して条文に規定したものであり、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める」以下の各体制の整備をいう（会社法 348③四（取締役会設置会社でない場合）、362④六（取締役会設置会社））。

（監査役監査基準第25条及び同条に基づく内部統制システム監査実施基準第2条と同一の内容（財務報告内部統制を含む）である）

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 348③四（取締役会設置会社でない場合）、362④六（取締役会設置会社））〔①と⑤を併せて「**法令等遵守体制**」という。内部統制システム監査実施基準2二〕
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則 98①、100①、以下③～⑥について同様）〔**情報保存管理体制**〕という。内部統制システム監査実施基準2四〕
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制〔**損失危険管理体制**〕という。内部統制

システム監査実施基準 2 三]

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 [「**効率性確保体制**」という。内部統制システム監査実施基準 2 五]

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 [①と⑤を併せて「**法令等遵守体制**」という。内部統制システム監査実施基準 2 二]

⑥ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制 [「**企業集団内部統制**」という。内部統制システム監査実施基準 2 六]

イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらに相当する者（「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制

ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（施行規則 98④、100③、以下⑧～⑬について同様） [⑦から⑬を併せて「**監査役監査の実効性確保体制**」という。内部統制システム監査実施基準 2 九、監査役監査基準 19]

⑧ ⑦における使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑨ ⑦における使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑩ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制 [「**監査役への報告体制**」という。内部統制システム監査実施基準 2 十]

イ 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

ロ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

⑪ ⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 [⑩とともに「**監査役への報告体制**」]

⑫ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

→ 監査役監査基準第 18 条「監査役監査の実効性を確保するための体制」、第 25 条「内部統制システムに係る監査」、第 26 条「企業集団における監査」

→ 内部統制システムに係る監査の実施基準第 2 条「内部統制システムの定義等」

→ 実施要領第 7 章「内部統制システムに係る監査」

→ 新任ガイド Q64「会社法の内部統制（内部統制システム）の監査」～Q73、Q112～Q114

→ 企業集団における親会社監査役等の監査の在り方についての提言（ケース・スタディ委員会 2014.2 月刊監査役 No. 624）

→ 中小規模会社の監査役監査チェックリスト（中部支部監査実務チェックリスト研究会）「内部統制に関するチェックリスト」

→ 監査業務支援ツールC「内部統制システム監査 チェックリスト」

IV-53 内部統制システムに係る体制整備の決定（内部統制システム体制整備に係る方針の決定）、内部統制決議

会社法の「内部統制システムに係る体制整備の決定（「内部統制体制整備に係る方針の決定」ともいう。内部統制システム監査実施基準及び実施要領では「内部統制決議」という）」とは、用語解説IV-52に記載の、会社法及び施行規則に規定されている全項目についての体制の整備の方針に係る決定をいう。

「体制整備の決定」とは、内部統制システムの要綱・大綱・基本方針の決定を意味すると解されている（相澤哲元法務省参事官他編著『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年））。

リスク管理や社内管理規程の制定改廃等の個々の事項についての取締役（会）決議は、取締役（会）が内部統制を構築・運用するために必要な決議であるが、通常の業務執行に係る決定であって、会社法第362条第5項又は第348条第4項が求める「内部統制体制の整備の要綱・大綱・方針に係る決議（内部統制決議）」ではないので、適正な会社運営の必要上からこれらの個々の事項について取締役（会）決議を行っても「会社法及び施行規則に規定されている全項目についての体制の整備の方針に係る決定」を行っていない会社は、「会社法の内部統制決議を行った会社」には該当しない。

→ 内部統制システム監査実施基準第2条第14号

IV-54 内部統制部門、内部監査部門（等）

① 内部統制部門とは、内部統制システムの構築・運用の推進等の内部統制機能を所管する部署（例えば、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門等）をいう（監査役監査基準8③、内部統制システム監査実施基準2十三）。

② 内部監査部門（等）とは、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（例えば、内部監査部、検査部、法務部等）をいう（監査役監査基準38①、内部統制システム監査実施基準2十一）。

→ 監査役監査基準第38条「内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査」

→ 内部統制システム監査実施基準第2条第11号、第13号、第17条

→ 新任ガイドQ49「監査役（会）設置会社における内部監査部門との連携」

IV-55 整備、構築・運用

会社法における内部統制の整備には、「構築」と「運用」が含まれると解される（会社法348③四、362④六）。

しかし、金融商品取引法に基づく「財務報告内部統制」については、「整備・運用・評価」が用いられ、「整備」には運用は含まれない。

そこで、日本監査役協会の監査役監査基準、内部統制システム監査実施基準及び実施要領において、内部統制体制については「整備」を「構築・運用」と置き換えて用いている。ただし、文脈や表現の上で、「整備」という用語を使用した方が適切と判断される場合は、「整備」を使用している。

→ 内部統制システムに係る監査の実施基準第2章

IV-56 不備、著しい不備、重大な欠陥、開示すべき重要な不備

内部統制システム監査実施基準及び実施要領において、「不備」、「著しい不備」及び「重大な欠陥」は次の意味で使用されている。

→ 実施要領第7章第1項11「不備」、「著しい不備」、「重大な欠陥」の意味

→ 内部統制システム監査実施基準第2条第17号

① 不備

「不備」は、整備される内部統制システムの各体制が会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると想定されるリスクに対応していないと認める場合を指し、軽微なものも含み、不備があると認めた場合は取締役に対する随時の指摘、改善の助言を行うものである（内部統制システム監査実施基準6④、8）。

② 著しい不備

①の不備のうち、「著しい不備」と認められるものは、監査役会の審議を経て代表取締役を含む業務執行取締役（以下「代表取締役等」という）又は取締役会に対して助言・勧告、改善の要請等の適切な措置を講じるべきものをいう。

「不備」又は「著しい不備」は、会社の事業内容、規模その他の会社の特性により、会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると想定されるリスクへの対応状況に応じて、各社ごとに判断される。

③ 重大な欠陥

「著しい不備」の中で、監査役によるこれらの助言・勧告、改善の要請等に対して、代表取締役等が正当な理由なく適切な対応を行わない場合は、「重大な欠陥」すなわち、「内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる内部統制の不備」（内部統制システム監査実施基準27、8）に該当し、監査報告において監査役が指摘すべき事項になる（ここでいう「重大な欠陥」は、主に会計分野で用いられている「開示すべき重要な不備」とは一致しない）。

④ 開示すべき重要な不備

「開示すべき重要な不備」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備（企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅱ1

（4））であり、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号」に定義される不備をいう。

これは、かつて「重要な欠陥」の用語を用いていたが、「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、平成23年4月1日以後開始する事業年度における内部統制の評価及び監査から「開示すべき重要な不備」の用語を用いることとなった。

期末日において「開示すべき重要な不備」が存在する場合には、経営者は内部統制報告書（用語解説Ⅳ-58①）において、その内容及びそれが是正されない理由を記載することとされている（企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅱ4（5）③）。

内部統制に「開示すべき重要な不備」が存在する場合には、それが財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるため、投資者等に対して、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際の留意事項として、財務報告に係る内部統制について「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義があるが、「開示すべき重要な不備」

が存在することが直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではない。

→ 実施要領第7章第2項2(2)(iv)

IV-57 財務報告内部統制、内部統制報告制度

① 金融商品取引法の財務報告内部統制

金融商品取引法において**財務報告内部統制**とは、「当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制（金融商品取引法24の4の4①）」であり、これに基づく「会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令2二）」をいう。

したがって、金融商品取引法の「**財務報告内部統制**」とは、金融商品取引法に基づいて、経営者が自社の財務報告内部統制の有効性について自己評価を行い、評価の結果を記載した「**内部統制報告書**（用語解説IV-58①）」を作成し、その「内部統制報告書」について特別の利害関係のない監査人から「**内部統制監査報告書**（用語解説IV-58②）」によって監査証明を受け、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出する体系をいう。

この金融商品取引法の「**財務報告内部統制**」の体系を**内部統制報告制度**ともいう。

→ 実施要領第7章第2項

② 会社法の下での財務報告内部統制

会社法の下では、計算関係書類を適正に作成して株主に開示することが求められていることから、金融商品取引法の適用を受けない会社においても計算関係書類を適正に作成する体制（会計監査人の監査において主に「統制環境」の監査対象部分が該当する）を整備する必要があり、この体制も**財務報告内部統制**と考えられ、これに加えて上記①の金融商品取引法を遵守することも含めて、会社法の内部統制のうちの「法令等遵守体制」に含まれると考えられている（内部統制システム監査実施基準第2条第7号と同一の内容であり、同基準の第14条の財務報告内部統制に関する監査について、**第2項は金融商品取引法の適用を受けない会社を対象とした規定、同第3項は金融商品取引法の財務報告内部統制についての監査の規定であり、それぞれ区分して規定している**）。

→ 実施要領第7章第2項、第4項8「財務報告内部統制の監査」

→ 内部統制システム監査実施基準第2条第7号、第14条

→ 「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」

→ 新任ガイドQ72「財務報告内部統制の監査と金商法の内部統制の監査」、Q73「金商法の内部統制（財務報告に係る内部統制）への対応」、Q114「金商法の内部統制（財務報告に係る内部統制）」

→ 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」及び「会計監査人との連携に関する実務指針」

IV-58 内部統制報告書、内部統制監査報告書

① **内部統制報告書**とは、上場会社が、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより自己評価し、その結果について記載し、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出が義務付けられている

報告書をいう（金融商品取引法 24 の 4 の 4①）。

内部統制報告書記載事項は、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第 4 条第 1 項第 1 号 第一号様式の記載上の注意」による。

② 上場会社が提出する内部統制報告書には、当該上場会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない（金融商品取引法 193 の 2 ②④⑤）が、**内部統制監査報告書**とは、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成して監査証明を行う報告書をいう。

内部統制監査報告書の記載事項は、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第 1 条第 2 項、第 3 項」による。

内部統制監査報告書に記載される監査人の意見は、経営者による内部統制の有効性の自己評価に係る**内部統制報告書の表示に関する意見**であって、**財務報告内部統制の有効性に関する監査人の直接の意見表明ではない**（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 6）。

内部統制に係る監査人による検証は、信頼しうる財務諸表作成の前提となる経営者による内部統制の有効性の自己評価についての検証である。したがって、財務諸表の監査と一体となって行われるものであり、内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて作成する（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 7）。

→ **実施要領第 7 章第 2 項**

→ **新任ガイド Q114「金商法の内部統制（財務報告に係る内部統制）」**

IV-59 内部通報制度（内部通報システム）

内部通報制度（内部通報システム）とは、会社の法令遵守・コンプライアンス体制の一環として整備・運用されるもので、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある状況を知った者が、そのような状況に適切に対応できる窓口に直接通報することができる仕組みのことをいう。

コンプライアンス遵守を基本とする経営において重要な役割を果たす「情報伝達」には、上司等を経由する通常ルートと、通常ルートが何らかの理由で機能しない場合の非常時のルートが必要であり、内部通報制度は後者の伝達ルートとして位置づけられる。

2002 年 10 月の経団連の「企業行動憲章」における「企業倫理ヘルプライン」（内部通報制度）の導入奨励、2004 年 6 月の「公益通報者保護法」制定（2006 年 4 月施行）により、企業への内部通報制度導入が促進されてきた。同法は 2022 年 6 月に改正法が施行され、一定規模以上の事業者について、公益通報への対応体制の整備が義務づけられるなど、内部通報制度の拡充の流れが更に強まっている。

→ **実施要領第 7 章第 4 項 3（3）「内部通報制度に関する対応」**

IV-60 コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）

日本版コーポレートガバナンス・コード（「CG コード」）は、東京証券取引所によって、東京証券取引所有価証券上場規程の別添文書として制定され、2015 年（平成 27 年）6 月 1 日から上場会社に適用された。

CG コードにおいて、「**コーポレート・ガバナンス**」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う

ための仕組みを意味すると定義され、CG コードは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則をまとめたものとされている。

CG コードは、「基本原則」「原則」「補充原則」にて構成される。上場会社は、これらの原則の内容を遵守することを一律に強制されるのではなく、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の下、プライム市場・スタンダード市場の上場会社は、CG コードの「基本原則」「原則」「補充原則」の全原則について（なお、一部の原則については、プライム市場の上場会社にのみ適用される内容がある）、グロース市場の上場会社は、CG コードの「基本原則」について、それぞれ各原則を実施するか、実施しない場合はその理由をコーポレート・ガバナンス報告書（用語解説Ⅳ－61）において説明することが求められる（東京証券取引所 有価証券上場規程 436 条の 3）。

CG コードの諸原則においては、監査役の指名・報酬の決定プロセス、監査役が備えるべきスキル、監査役が果たすべき様々な職責についても言及がある。

CG コードは、上場会社を対象とするものであり、非上場会社はこれに対応する義務はない。

Ⅳ－61 コーポレート・ガバナンス報告書

コーポレート・ガバナンス報告書とは、証券取引所の定める適時開示制度の一環として上場会社が提出を求められるコーポレート・ガバナンスの状況を記載した報告書のことをいう。2006 年から取引所 WEB サイトに掲載されることとなった。

- 実施要領第 1 章〔2〕第 4 項Ⅲ「独立役員の指定」
- 実施要領第 7 章第 4 項 5（3）「企業情報の適時開示及び開示体制の監査」
- 実施要領第 8 章第 10 項Ⅰ－1（2）「上場会社が支配株主を有する場合の「コーポレート・ガバナンス報告書」記載」

V 会計、計算関係の用語

V－62 計算書類、連結計算書類、臨時計算書類、計算関係書類、計算書類等、財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表

- 実施要領第 9 章第 1 項 1「会計監査に係る書類等の用語の意味」
- 新任ガイド・参考資料 9「計算書類と財務諸表（会社法と金商法の対比）」

- ① 計算書類とは、各事業年度に係る会社単体の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表をいう（会社法 435②、計算規則 59①）。
- ② 連結計算書類とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、又は指定国際会計基準（計算規則 120、連結財務諸表規則 312）、修正国際基準（計算規則 120 の 2、連結財務諸表規則 314、米国基準（計算規則 120 の 3、連結財務諸表規則 316））のいずれかに従い作成される連結計算書類をいう（会社法 444①③、計算規則 61）（用語解説 V－65）。
- ③ 臨時計算書類とは、臨時決算を行った場合の臨時決算日の貸借対照表、事業年度始から臨時決算日までの期間の損益計算書をいう（会社法 441①、計算規則 60）。
- ④ 計算関係書類とは、①の各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書、②の連結計算書類、③の臨時計算書類（ただし、法務省令で定める「成立の日における貸借対照表」を除く）をいう（計算規則 2③三、施行規則 2③十一）。

- 実施要領第9章
- 監査役監査基準第34条「計算関係書類の監査」
- 新任ガイドQ77「会社法の会計監査の対象」
- 「中小規模会社の『監査役監査基準』の手引書」(月刊監査役 No. 677 2018年1月臨時増刊号) 参考資料1-7「期末監査」
- 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」(月刊監査役 No. 704 2020年1月臨時増刊号)

⑤ **計算書類等**という用語は、会社法上は施行規則第2条第3項第12号イ及び会社法第442条第1項の2か所に定義されているが、内容は異なっており、会社法第2編第5章第2節第2款の計算書類等を表す統一的な定義はない。したがって、使用する場合はその都度定義を明確にする必要があるので、一般用語としては使用しない。

⑥ **財務諸表**とは、有価証券報告書の一部を構成するもので、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、又は指定国際会計基準に従って作成するこれらの書類に相当するものをいう(財務諸表等規則1①、127)。

⑦ **連結財務諸表**とは、有価証券報告書の一部を構成するもので、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう(連結財務諸表規則1①)^(注)。

^(注) 国際財務報告基準(IFRS、用語解説V-65)との整合性を図る一環としての「包括利益計算書」は、概念的には損益計算書とは別個のものと整理されているが、当期純損益を表示する損益計算書と包括利益を一つの計算書で表示する方式(一計算書方式)と損益計算書とは別個に包括利益計算書に表示する方式(二計算書方式)の選択が認められ、両者は並列的な取扱いとされている。一計算書方式の場合、連結損益計算書と連結包括利益計算書に代えて、「連結損益及び包括利益計算書」が作成される(連結財務諸表規則69の3)。

指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成する場合においては、これらの書類に相当するものをいう(連結財務諸表規則1①、312、314)。

また、米国証券取引委員会に登録している会社が米国基準により作成した米国式連結財務諸表を、金融商品取引法の連結財務諸表として提出することを金融庁長官が認める場合においては、当該書類をいう(連結財務諸表規則316)。

⑧ **中間財務諸表**とは、半期報告書の一部を構成するもので、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準に従って作成するこれらの書類に相当するものをいう(財務諸表規則1①、74) (厳密には、上場会社等(特定事業会社を除く)の中間財務諸表を「第1種中間財務諸表」、それ以外の会社の中間財務諸表を「第2種中間財務諸表」と呼ぶが、本実施要領では便宜上、全て中間財務諸表と言う)。

⑨ **中間連結財務諸表**とは、半期報告書の一部を構成するもので、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう(連結財務諸表規則1①)^(注)。

^(注) 上記⑦^(注)に記載の一計算書方式の場合、中間連結損益計算書と中間連結包括利益計算書に代えて、「中間連結損益及び包括利益計算書」が作成される(連結財務諸表規則179、291)。

指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成する場合においては、これらの書類に相当するものをいう(連結財務諸表規則1①、312、314)。

また、米国証券取引委員会に登録している会社が米国基準により作成した米国式四半期中間連結財務諸表を、金融商品取引法の間接連結財務諸表として提出することを金融庁長官が認める場合においては、当該書類をいう（連結財務諸表規則 316、320）。

⑩ 四半期財務諸表とは、取引所規則に基づき開示する四半期決算短信に含めるもので、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準に従って作成するこれらの書類及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう（東京証券取引所 有価証券上場規程 404 条、有価証券上場規程施行規則 405 条、別添 9 1 条）。

⑪ 四半期連結財務諸表とは、取引所規則に基づき開示する四半期決算短信に含めるもので、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書、あるいは、指定国際会計基準により作成する場合若しくは修正国際基準により作成する場合においては、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう（東京証券取引所 有価証券上場規程 404 条、有価証券上場規程施行規則 405 条、別添 9 1 条）。

→ 実施要領第 9 章

→ 新任ガイド Q91「有価証券報告書等の監査」

V-63 確認書、経営者確認書

確認書とは、有価証券報告書提出会社による有価証券報告書、半期報告書の提出に併せて、当該有価証券報告書、半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載し内閣総理大臣に提出しなければならない書類をいう（金融商品取引法 24 の 4 の 2①、24 の 5 の 2、企業内容等の開示に関する内閣府令 17 の 10、18）。

この金融商品取引法に規定されている確認書を本実施要領において**経営者確認書**という。なお、財務報告内部統制における「**内部統制報告書**」については、用語解説Ⅳ-58①参照。

V-64 会計基準、企業会計原則、企業会計審議会、企業会計基準委員会

会計基準とは、会計処理及び会計報告において一般に公正妥当と認められたところを要約し体系づけたものであり、慣習法として会社法や金融商品取引法により法体系の一環を成す規範となっているものである。

日本の会計基準は、「**企業会計原則**（1949 年に企業会計制度対策調査会が公表した、一般に公正妥当と認められたところを要約し理論的に体系づけた会計処理や表示方法）」を中心として、企業会計原則だけではカバーしきれない論点（原価計算基準、連結財務諸表原則など）ごとに、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約し明文化した多数の文書により構成されている。

日本の会計基準は、企業会計原則以来、旧大蔵省の**企業会計審議会**により制定されてきたが、諸外国と同様に民間による会計基準の設定が望まれ、会計基準の設定は 2001 年に設立された公益財団法人財務会計基準機構内の**企業会計基準委員会**に順次移行することとなった。

→ 新任ガイド Q79「計算関係書類の作成基準」、Q120「会計の基本的な考え方」

- 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020 年 1 月臨時増刊号）第 1 部 4 「会計監査の基本」、5 「「会計」の基本的な考え方」、同第 3 部 3 ①「ASBJ 企業会計基準委員会」、⑥「企業会計原則」、⑦「企業会計審議会」

V-65 国際会計基準、国際財務報告基準、IFRS、指定国際会計基準、修正国際基準、米国基準

① **国際会計基準**とは国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）が設定する**国際財務報告基準**（IFRS：International Financial Reporting Standards）を指すが、IASB の前身である国際会計基準委員会（IASC）が設定した国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）も含めて「国際会計基準」と呼ばれることが多い。

② **国際財務報告基準**（IFRS：International Financial Reporting Standards）は、国際会計基準審議会が設定する国際会計基準の一つである。

③ **指定国際会計基準**とは、国際会計基準の中で、公正かつ適切な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものをいう（連結財務諸表規則 312、計算規則 120①）。

現在は、指定国際会計基準の内容は、IFRS と同じものとなっている。

→ **新任ガイド・ミニ知識 30 「IFRS（国際財務報告基準）」**

→ 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020 年 1 月臨時増刊号）第 3 部 6 ③「IFRS（国際会計基準）」

④ **修正国際基準**とは、特定団体（企業会計基準委員会）において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものをいう（連結財務諸表規則 314、計算規則 120 の 2）。

⑤ **米国基準**とは、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法をいう（連結財務諸表規則 316、計算規則 120 の 3）。

V-66 会計方針、遡及適用、表示方法

① **会計方針**とは、計算書類又は連結計算書類の作成に当たって会社が採用する会計処理の原則及び手続をいう（計算規則 2③六十二）。

② **遡及適用**とは、新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう（計算規則 2③六十三）。

③ **表示方法**とは、計算書類又は連結計算書類の作成に当たって会社が採用する表示の方法をいう（計算規則 2③六十四）。

監査役監査基準第 33 条では、①と③及びその他計算関係書類作成の基本事項を合わせて「会計方針」としている。

→ **監査役監査基準第 33 条「会計方針の監査」**

→ **新任ガイド・ミニ知識 28 「正当な理由による会計方針の変更」**

→ 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020 年 1 月臨時増刊号）第 1 部 7 (4)

V-67 実証手続、実査、棚卸立会、証憑突合、確認、試査、分析的手続

- ① **実証手続**とは、監査要点の直接的な立証のために行う手続をいい、具体的には、実査、棚卸立会や証憑突合などをいう。
- ② **実査**とは、直接に対象に対する監査を実施することをいう。
会計においては、現金、手形、株券、切手、収入印紙等について数量を数えて確認を行うことをいう。
- ③ **棚卸立会**とは、実地棚卸（商品、製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産の数量を数えて帳簿の記録と一致することを確認する作業）に同席し、その状況の確認又はテストを実施することをいう。
- ④ **確認**とは、金融機関や取引先に対して直接、文書で問合わせを行い、その回答を入手して評価することをいう。
- ⑤ **試査**とは、監査の対象集団の中から、一部の項目を抽出して監査を実施することをいう。
- ⑥ **証憑突合**とは、会計データとそれを裏付ける証憑書類とを照合して証憑書類に示された取引が正しく記録されていることを確かめることをいう。
- ⑦ **年齢調べ**とは、資産・負債が適正に回転しているかどうかを調べるための手続の一つであり、例えば、回収期日が経過した売掛金が、どの程度の期間、金額があるか等を調べ、貸倒引当金が適正に計上されているか否かを検証することをいう。
- ⑧ **分析的手続**とは、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間の関係を確認するために設計された手続をいい、具体的には、過年度財務諸表との比較、重要な項目の趨勢分析、予算と実績との比較等をいう。

→ 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020年1月臨時増刊号）第3部2④～⑪

V-68 期中レビュー

期中レビューとは、上場企業に提出が義務付けられている中間財務諸表に対する、監査法人若しくは公認会計士のレビューをいう。

中間財務諸表を公表する半期開示制度では迅速性が求められているため、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準として通常の財務諸表監査よりは簡便な監査手続が認められている。期中レビューの手続の中心は、質問と分析的手続となっており、通常の監査のように内部統制の運用評価手続や、実査、立会、確認、証憑突合をする必要はない。

→ 新任ガイド・ミニ知識 33「監査とレビューの違い」

V-69 追記情報、偶発事象、後発事象

- ① **追記情報**とは、「会計方針の変更」「重要な偶発事象」「重要な後発事象」「その他の事項」のうち、会計監査人非設置会社の監査役（会計監査人設置会社の場合は、会計監査人（計算規則 126②））の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項である（計算規則 122②）。

なお、会計監査人設置会社において追記情報に係る事項のうち、「会計方針の変更」「重要な偶発事象」「計算書類作成時までに発生した重要な後発事象」は、会計監査人の監査対象、また、「会計監査人の監査報告作成前に発生した重要な後発事象」は会計監査人の監査報告に記載されるので、会計監査人の監査の方法と結果の相当性判断に含まれる

のであり、監査役の監査報告に記載すべき事項は「会計監査人の監査報告に含まれていないもので監査役の監査報告作成までに発生した重要な後発事象」のみとなる。

② **偶発事象**とは、将来、利益又は損失の発生する可能性が、事業年度末現在に不確実ながら既に存在しているものをいい、偶発利益と偶発損失があるが、偶発利益は不確実ということで会計上は認識せず（会計保守主義の原則による）、**偶発損失**については、その発生の可能性が高い場合は引当金に計上され、それ以外のものは注記表に記載される（計算規則 98①七、103 五）。

③ **後発事象**とは、事業年度末日後発生した重要な事実のうち、**翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象**をいう（計算規則 98①十七、114）。

イ 事業報告、計算書類作成時までに発生した後発事象

事業年度末日後計算書類作成時までに発生した計算に関する重要な後発事象は、その原因が当事業年度にある場合は、重要性により、当事業年度の計算書類を修正する必要があるが、原因が翌事業年度にある場合は、注記表に記載される（計算規則 98①十七、114）。

事業年度末日後事業報告作成時までに発生した重要な事実のうち、**翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼさないもの**（計算に影響しないものは「後発事象」の定義には該当しない）については、「会社の現況に関する重要な事項」に該当するので、公開会社であれば事業報告に記載しなければならない（施行規則 120①九）。

ロ 事業報告、計算書類作成後、監査役の監査報告作成時までに発生した後発事象

計算書類作成後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす重要な後発事象が生じた場合は、**会計監査人がいる場合は会計監査人の監査報告に記載されるが、会計監査人を置いていない場合又は会計監査人の監査報告作成後は、監査役の監査報告に記載する**（計算規則 127 三、122①四、②三）。

事業報告作成後に、翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼさない重要事象が生じた場合は、監査役が特に説明を付す必要がある事項については監査報告に記載する（計算規則 127 三、122①四、②三）。

ハ 監査報告作成後に発生した後発事象

監査報告作成後に発生した重要な後発事象は、株主総会において、取締役が報告すべき事項となる。

→ 実施要領第 9 章第 5 項 6 「追記情報についての確認」

→ 新任ガイド・ミニ知識 29 「偶発事象と後発事象」

→ 「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル」（月刊監査役 No. 704 2020 年 1 月臨時増刊号）第 1 部 7 (4)

V-70 監査基準、監査に関する品質管理基準

会計基準とともに会計監査基準についても、一般に公正妥当と認められる監査基準として、企業会計審議会により「**監査基準**」及び「**品質管理基準**」が定められ、公認会計士及び監査法人が遵守すべきものとされている。

監査基準については、「監査の目的」、「一般基準」、「実施基準」、「報告基準」について、全ての公認会計士及び監査法人が財務諸表監査において準拠すべき統一的な基準

が定められている。

監査における品質管理基準は、監査を実施する公認会計士及び監査法人自らが上記の「監査基準」に基づき適正な財務諸表監査が実施されたかどうかについて、「監査契約の締結」、「監査計画の策定」、「監査業務の実施」などにおいて日常的監視及び定期的な検証を行うことを義務付けている。

V-71 監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters(KAM))

監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters(KAM))とは、「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」であり、一部を除く金融商品取引法に基づく有価証券報告書等提出会社の監査人の監査報告書への記載が義務付けられる。

→ 実施要領第5章第4項Ⅱ-3 (1) (ii) ⑤、Ⅱ-6 (3)

→ 監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する Q&A 集・統合版 (2020 年 6 月 8 日)

V-72 その他の記載内容

その他の記載内容とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容である。これに対する監査人の対応として、通読及び財務諸表との重要な相違の識別に加えて、監査の過程で得た知識との比較、その他の記載内容における重要な誤りの兆候に注意を払うこと、監査報告書において見出しを付した独立した区分でのその他の記載内容に関する報告を常に行うことが求められる。会社法上の監査において、その他の記載内容は事業報告及びその附属明細書となる。

→ 実施要領第5章第4項Ⅱ-3 (1) (ii) ⑬、Ⅱ-6 (2) ⑤

VI 株主総会関係の用語

VI-73 基準日

基準日とは、「会社は、一定の日（「**基準日**」という）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（「**基準日株主**」という）をその権利を行使することができる者と定めることができる（会社法 124①）」という規定により会社が定めた一定の日をいう。

基準日を定める場合には、会社は、基準日株主が行使することができる権利（**基準日から3か月以内に行使するものに限る**）の内容を定めなければならない（会社法 124②）。

したがって、定時株主総会において**議決権行使ができる株主**について、事業年度末日を基準日とする場合は、定時株主総会は事業年度末日から3か月以内に開催することが必要となる。しかし、会社法は、定時株主総会について、毎年一定の時期の招集を義務付けている（会社法 296①）のみで時期の限定を行っていないので、基準日を改めて設定し直す場合は、定時株主総会の開催日も事業年度末日から3か月以内に拘束されない。

剰余金の配当の基準日を事業年度末日と定めた場合は、事業年度の終了後3か月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当の決議が必要となるが、剰余金の配当の基準日を事業年度末日と決めずに、これと異なる日を剰余金の配当の基準日と定めれば、事業年度末日ではなく異なる基準日から3か月以内に配当を行うこととなる。

VI-74 株主への提供、株主総会への提出

提供とは、他人にとって利益となるものを、その者が利用しうる状態に置くことをいう。

提出とは、相手に差し出して、その処理を求め、あるいは利用に供することをいう。

株主総会の招集に際して、**株主総会招集通知**の発出（会社法 299）、**株主総会参考書類**、**議決権行使書面**の交付、**提供**（会社法 301）とともに、**事業報告**、**計算書類及びそれぞれの監査報告及び会計監査報告**を、株主に**提供**しなければならない（会社法 437）。

また、**事業報告及び計算書類**は、株主総会で報告又は承認を受けるため（承認特則、用語解説Ⅵ-77）に株主総会に**提出**しなければならない（会社法 438）。

なお、取締役会を設置していない会社で、招集通知に事業報告、計算書類が添付されない場合は、株主総会の場で株主にこれらの書類を**提供**する（会社法 438）ことになる。

連結計算書類は、株主総会の招集の通知に際して株主に**提供**しなければならない（会社法 444⑥）。また、連結計算書類は、株主総会で報告するために株主総会に**提出**し、又は**提供**しなければならない（会社法 444⑦）。

連結計算書類に係る監査役監査報告及び会計監査人の会計監査報告は、提供書類とは規定されていない（通常は、事業報告又は計算書類に係る監査報告とともに株主に提供されているが、法定ではなく任意の提供という位置づけ）ので、連結計算書類に係る監査役及び会計監査人の監査の結果については、取締役が株主総会に報告しなければならない（会社法 444⑦）。

Ⅵ-75 株主総会資料の電子提供制度

「**株主総会資料の電子提供制度**」とは、事業報告、計算関係書類、株主総会参考書類等の株主総会資料の全てについて、自社のホームページ等の WEB サイトに掲載して株主が情報提供を受けることができる措置（「電子提供措置」という）をとり、株主に対し当該 WEB サイトのアドレス等を株主総会の招集の通知（狭義の招集通知。同制度下においては「アクセス通知」とも呼ばれる）に記載して通知することにより、株主の個別の承諾を得なくても、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする制度である（会社法 325 の 2～325 の 7）。電子提供措置をとるためには株主総会の決議によって定款にその旨を定めることが必要である。なお、振替株式を発行している会社（上場会社はこれに該当する）は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（振替法 159 の 2①）、結果として「電子提供制度」の利用が義務づけられる。本制度の施行日（令和 4 年 9 月 1 日）に振替株式発行会社であった会社は、同日を効力発生日として電子提供措置をとる旨の定款変更の決議があったものとみなされているが（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 10②）、実際には、これに該当する上場会社の多くにおいて、株主総会決議による定款変更も行われている。

電子提供措置をとる旨を定款で定めた会社は、取締役会設置会社である場合又は株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとする場合には、次の事項について電子提供措置をとらなければならない。ただし、②議決権行使書面に記載すべき事項については、株主に対して書面により交付すれば、電子提供措置をとることを要しない。

- ① 株主総会の日時、場所など会社法第 298 条第 1 項各号に掲げる事項
- ② 議決権行使書面に記載すべき事項
- ③ 株主総会参考書類の内容
- ④ 株主提案に係る議案の要領

- ⑤ 計算書類及び事業報告の内容
- ⑥ 連結計算書類の内容
- ⑦ 電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項

電子提供措置をとる旨の定款の定めを設けた場合であっても、株主は、①から⑦の事項を記載した書面の交付を請求することができ、当該請求をした株主に対しては、狭義の招集の通知（アクセス通知）の送付に際して、当該書面を交付しなければならない（会社法 325 の 5①、②）。

実務的には、次のような定款変更が行われる。

- (1) 株主総会参考資料等の情報について電子提供措置をとる旨を定める
- (2) 書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける（会社法 325 の 5③）^(注1)
- (3) 現行定款における WEB 開示によるみなし提供に関する規定を削除する^(注2)

^(注1) 定款に定めがあれば、書面交付請求があった場合に、WEB 開示によるみなし提供の対象となる情報と同程度の範囲の情報（計算書類や連結計算書類等）は書面での提供を省略することができる。

^(注2) 電子提供制度を採用した場合は、WEB 開示によるみなし提供は利用されないので、定款における当該規定を削除することになる。

VI-76 インターネット（WEB）開示

インターネット（WEB）開示とは、株主総会に際しての株主への提供書類のうち下記に記載の書類について、インターネットによる開示の措置を講ずることができる旨を定款に定めて、招集通知の発信時から株主総会の日後 3 か月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（インターネットに接続された会社のホームページ上による配信）を講ずる場合に、当該事項については当該事項を記載した書類を株主に提供したとみなす旨の規定に基づく方法をいう。

- イ 株主総会参考書類の一部（施行規則 94）
- ロ 事業報告の一部（施行規則 133③～⑦）
- ハ 計算書類（計算規則 133④～⑦）
- ニ 計算書類に係る会計監査報告又は監査役（会）監査報告（計算規則 133④～⑥）
- ホ 連結計算書類（計算規則 134⑤～⑦）
- ヘ 連結計算書類に係る会計監査報告又は監査役（会）監査報告（計算規則 134⑤～⑦）

イ、ロについては、施行規則でインターネット（WEB）開示による提供が認められている事項であっても、監査役が異議を述べた事項は書面の交付又は電磁的方法による提供（会社法 301、施行規則 133②）が必要とされる（施行規則 94①四、133③二）が、その他イからニの書類のうちインターネット（WEB）開示による提供が認められない事項についても書面又は電磁的提供を行えば、イからニの事項とともにインターネット（WEB）開示を行ってよい（施行規則 94③、133⑦、133 の 2）。なお、株主総会資料について電子提供措置をとる旨の定款規定を設けている場合には、イからヘの書類についても電子提供措置をとることとなり、WEB 開示の制度を利用する必要はなくなる。^(注)

^(注) 上場会社においては、電子提供措置に関する規定を設ける定款変更を行った際に、WEB 開示の根拠既定を削除していることが一般的であり、その場合には、そもそも

WEB 開示を行うことはできない。

→ 実施要領第 11 章第 1 項 1「株主総会招集の決定に係る監査」(2)、同 2「株主総会議案、書類及び電磁的記録その他の資料の調査」

→ 監査役監査基準第 63 条、64 条

VI-77 承認特則

承認特則とは、計算書類又は臨時計算書類について次の要件において株主総会の承認事項でなく報告事項（臨時計算書類は、株主総会報告も不要）とする特則をいう（会社法 439、441④、計算規則 135）。

会計監査人設置会社で、**計算書類又は臨時計算書類**が、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものとして**会計監査人の会計監査報告が無限定適正意見**であり、かつ、**監査役（会）監査報告の内容に会計監査人の監査の方法又は結果を相当でない**と認める意見がなく、**付記意見もない**場合は、定時株主総会の承認を要しない。

この場合は、取締役は、「当該計算書類の内容」を定時株主総会に報告しなければならない。

臨時計算書類については、上記の要件に該当する場合は取締役会承認により確定し、株主総会の開催・承認を要しない。

VI-78 株主総会の目的とする、目的である事項（目的事項）、議題、議案、決議（承認）事項、報告事項

① **株主総会の目的である事項（目的事項）**とは、株主総会の「**議題**」をいう。

株主総会の目的とするということは、株主総会の議題とするということである。

② **株主総会の目的である事項（議題）**には、**決議事項と報告事項**がある。

③ 決議事項の内容を「**議案**」という。

→ 新任ガイド・ミニ知識 10「議題と議案」

VI-79 多重代表訴訟、特定責任

① **多重代表訴訟**とは、親会社株主が、子会社又は孫会社に代わって、子会社又は孫会社の損害賠償請求権を行使し、子会社又は孫会社の役員等の責任を追及する訴訟をいう。

会社法は、責任追及訴訟を提起した、又は訴訟に参加した株主が、当該会社の株式交換又は株式移転により当該会社の完全親会社の株式を取得したときは、訴訟を進行することができる（会社法 851）としてきたことに加えて、改正会社法において、次の②の**特定責任**の場合に、最終完全親会社等の株式・議決権の 1%以上を有する株主は子会社の役員等の責任を追及する代表訴訟を提起することができることとした。

会社法において、最終完全親会社、特定責任の対象となる子会社ともに、日本の会社法に準拠して設立された株式会社に限られ、海外親会社、海外子会社は該当しない。

② **特定責任**とは、最終完全親会社等（用語解説 I-5⑤）がある会社で原因事実発生時に最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該会社の株式帳簿価額が最終完全親会社等の総資産額の 5 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合）を超える会社における役員等の責任をいう（会社法 847 の 3④）。

特定責任については、最終完全親会社等の株式・議決権の 1%以上を有する株主は当該子会社の役員等の責任を追及する代表訴訟を提起することができる（会社法 847 の 3）とともに、その責任の一部免除に関する株主総会決議は、当該子会社の株主総会に加えて最終完

全親会社等の株主総会決議を要する（会社法 425①柱書）。

また、会社法の規定において、役員等の責任免除に「総株主の同意」が必要とされる場合の特定責任の免除（「株主への利益供与価額の支払い義務（会社法 120⑤）」「役員の損害賠償責任（会社法 424）」「違法配当における分配可能額限度の支払義務（会社法 462③）」等）においては、当該子会社の総株主及び最終完全親会社等の総株主の同意が必要とされる（会社法 847 の 3⑩）。

→ **新任ガイド・ミニ知識 36「株主代表訴訟①100%子会社は、多重代表訴訟の対象とならない会社であれば無関係か」**

VI-80 適格旧株主

適格旧株主とは、株式交換又は株式移転の場合又は吸収合併による会社消滅の場合に、その効力が生じた日の 6 か月前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。非公開会社では株式保有期間の限定はなく効力が生じた日）から引き続き株主（定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く）であった者で、株式交換又は株式移転により完全親会社の株式を取得し、又は吸収合併による存続会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該完全親会社の株式を保有している者をいう（会社法 847 の 2⑨）。

また、当該完全親会社が株式交換又は株式移転の場合は当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、又は当該完全親会社が吸収合併により消滅する場合は合併により設立される会社又は合併存続会社若しくはその完全親会社の株式を取得し引き続き当該株式を保有している者をいう（会社法 847 の 2③）。

適格旧株主は、株式交換又は株式移転若しくは吸収合併の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた当該会社の役員等の責任について、代表訴訟を提起することができる（会社法 847 の 2）。

また、会社法の規定において、役員等の責任免除に「総株主の同意」が必要とされる場合の責任の免除（「株主への利益供与価額の支払義務（会社法 120⑤）」「役員の損害賠償責任（会社法 424）」「違法配当における分配可能額限度の支払義務（会社法 462③）」等）においては、当該会社の総株主及び適格旧株主の全員の同意が必要とされる（会社法 847 の 2⑨）。

VII その他

VII-81 電子署名

電子署名とは、デジタル情報（電磁的記録^{（注 1）}に記録することができる情報）について行われる措置で、(1)当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること及び(2)当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることのいずれにも該当するものをいう（施行規則 225②）。

取締役会議事録（会社法 369③④、施行規則 101）の電子署名については、法務省より以下の見解が示されている。監査役会議事録（会社法 393②③、施行規則 109）についても同様に取り扱い。

会社法上、取締役会に出席した取締役及び監査役は、当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければならない（会社法 369③）。当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、**電子署名**をすることとされて

いる（同条④、施行規則 225①六、②）。

当該措置は、取締役会に出席した取締役又は監査役が、取締役会の議事録の内容を確認し、その内容が正確であり、異議がないと判断したことを示すものであれば足りると思われる。したがって、いわゆるリモート署名^(注2)やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて当該措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると考えられる^(注3)。

(注1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう（会社法 26 条②、施行規則 224）。例えば、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等に格納されるデータ等が該当する。

(注2) リモート署名 サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者がサーバにリモートでログインした上で自らの署名鍵で当該事業者のサーバ上で電子署名を行うもの。

(注3) 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（デジタル庁、法務省）も参照。